

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

① 国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

② 被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③ インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、**災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。**これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、**今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。**
 ※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応予定

DWAT(災害派遣福祉チーム)



<事務局>
 中央センター(現在は全国社会福祉協議会)・都道府県事務局
 :DWATの全国派遣を調整

<構成員>
 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等

<活動内容>
 被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

派遣、活動

災害救助法

DWAT活動範囲

避難所

在宅・車中泊※

拡大

(法改正)

(ガイドライン改訂)

※現行制度においても、在宅等で避難する要配慮者に対し、被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われている

(参考) 災害救助法 (昭和22年法律第118号) (抄)

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2～4 (略)

(参考) 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) (抄)

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

災害救助法の改正内容

○ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（救助の種類等）</p> <p>第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 福祉サービスの提供</p> <p>七 十一 （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（従事命令）</p> <p>第七条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、福祉、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療、福祉又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 前二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（救助の種類等）</p> <p>第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六 十 （略）</p> <p>七 十 四 （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（従事命令）</p> <p>第七条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。</p> <p>四・五 （略）</p>

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(告示)の改正案

改正後	改正前
<p>(避難所及び応急仮設住宅の供与)</p> <p>第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>一 避難所</p> <p>〔イ〕ハ 略</p> <p>二 法第二条第二項に基づき、福祉避難所(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第二十條の六第一号から第五号までに定める基準に適合する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。</p> <p>〔ホ・ヘ 略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>(福祉サービスの提供)</p> <p>第七条 法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供は、次の各号の定めるところにより行うこととする。</p> <p>一 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者(以下「災害時要配慮者」という。)に対して、応急的に処置するものであること。</p> <p>二 都道府県知事等(法第三条に規定する「都道府県知事等」をいう。第十五条第一号イにおいて同じ。)又は災害発生市町村等(法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。)の長からの要請を受けて行うものであること。</p> <p>三 次の範囲内において行うこと。</p>	<p>(避難所及び応急仮設住宅の供与)</p> <p>第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>一 避難所</p> <p>〔イ〕ハ 同上</p> <p>二 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。</p> <p>〔ホ・ヘ 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>
<p>イ 災害時要配慮者に関する情報の把握</p> <p>ロ 災害時要配慮者からの相談対応</p> <p>ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援</p> <p>ニ 災害時要配慮者の避難所への誘導</p> <p>ホ 福祉避難所の設置(法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。)</p> <p>四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからニまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ホの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。</p> <p>五 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。</p> <p>(被災した住宅の応急修理)</p> <p>第八条 法第四条第一項第七号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>(生業に必要な資金の貸与)</p> <p>第九条 法第四条第一項第八号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>(学用品の給与)</p> <p>第十条 法第四条第一項第九号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>〔一〕四 略</p>	<p>(被災した住宅の応急修理)</p> <p>第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>(生業に必要な資金の貸与)</p> <p>第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>〔一〕五 同上</p> <p>(学用品の給与)</p> <p>第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>〔一〕四 同上</p>

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(告示)の改正案

(埋葬)

第十一條 法第四條第一項第十号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 略〕

(死体の搜索及び処理)

第十二條 法第四條第一項第十一号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 略〕

(災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十三條 法第四條第一項第十一号の規定に基づく令第二条第二号の災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・三 略〕

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十四條 法第四條第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

〔イ・ハ 略〕

二 福祉サービスの提供

ホ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ヘ・チ 〔略〕

〔一・三 略〕

(埋葬)

第十條 法第四條第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・四 同上〕

(死体の搜索及び処理)

第十一條 法第四條第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 同上〕

(災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二條 法第四條第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・三 同上〕

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三條 法第四條第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

〔イ・ハ 同上〕

二 号の細分を加える。〔

ホ 飲料水の供給

ホ・ト 〔同上〕

〔一・三 同上〕

DWATガイドライン改正案（主なポイント）

- ・ 災害福祉法における救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことから、これまで避難所で活動してきたDWATが、在宅や自家用車等で避難生活を送る要配慮者等への対応も可能となるよう活動範囲を拡大する。
- ・ 令和6年能登半島地震での対応を踏まえ、DWATを迅速に派遣出来るようにする等の運用の改善を図る。

災害救助法等の改正に伴う対応

- ・ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換し、避難所に加えて在宅や自家用車等で生活を続ける要配慮者に対する支援等、**場所にとらわれず活動可能**とする。
- ・ **活動内容に「要配慮者の情報の収集」を追加**し、被災地において報告される情報や在宅等の巡回を通じて要配慮者の把握を行う。
- ・ 災害対策基本法において、**被災者援護協力団体の登録制度が創設**され、今後内閣府において当該団体の公表が進められていくことから、都道府県が設置する**災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例として明記**する。

令和6年能登半島地震での対応等を踏まえた対応

- ・ DWATの迅速な派遣に向けた対応
 - ✓ チーム派遣の可能性がある場合には、**初動チーム**（発災初期の支援に当たるために必要となるチーム）**のチーム員に待機を指示**。
 - ✓ 被災都道府県が甚大な被害により、**非被災都道府県に対するチーム派遣要請を行うことができない場合であって、緊急的にDWATの派遣が必要であると判断した場合は、被災都道府県に替わって一時的に厚生労働省が派遣を要請**。
- ・ 他の関係者と連携した支援を行うための対応
 - ✓ **被災地の状況把握を行う主体と方法について**、市区町村が担う範囲や福祉サービス事業者が対応する範囲等の**役割分担**や、市区町村からの**避難行動要支援者名簿の共有方法も含め、平時から取扱いを定める**。
 - ✓ **保健医療関係者と連携した対応が必要**であり、特に**保健師等チームとの情報共有の方法等を入念に確認**。
 - ✓ **重複したアセスメントにより要配慮者の負担を増大させることのないよう、関係者間で情報共有を行い、一緒にアセスメント行うことも検討**。
- ・ 都道府県における支援体制やDWATの体制強化等を進めるための対応
 - ✓ 都道府県が設置する**災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例**として、当事者団体や専門性を有するNPO法人やボランティア団体等の活動調整や情報共有等のコーディネートを行ういわゆる**「災害中間支援組織」を明記**。
 - ✓ DWATチーム員の確保のため、必要に応じて**地方公共団体や社会福祉施設等の退職者の活用について検討**。

北海道災害派遣福祉チーム派遣に関する協定締結状況

(R6.10.7)

1 協定締結団体（福祉施設関係団体）及び各団体の協力法人数

No.	福祉施設関係団体名称	協力法人数
1	北海道ホームヘルプサービス協議会	3
2	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	8
3	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	25
4	公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部	3
5	一般社団法人北海道認知症グループホーム協会	3
6	一般社団法人全国介護事業者連盟北海道支部	1
7	北海道精神障害者社会福祉事業協議会	1
8	北海道老人福祉施設協議会	23
9	北海道身体障害者福祉施設協議会	4
10	北海道児童施設協議会	3
11	北海道救護施設協議会	5
12	北海道母子生活支援施設協議会	0
13	北海道保育協議会	1
14	北海道デイサービスセンター協議会	6
	計	86

※ 複数団体に重複して加盟している協力法人があるため、協力法人数及び届出者等の実人数とは一致しない。

2 協定締結団体（福祉関係職能団体）

No.	福祉関係職能団体の名称
1	公益社団法人北海道社会福祉士会
2	一般社団法人北海道介護福祉士会
3	一般社団法人北海道介護支援専門員協会
4	公益社団法人北海道理学療法士会
5	公益社団法人北海道作業療法士会
6	一般社団法人北海道医療ソーシャルワーカー協会
7	一般社団法人北海道精神保健福祉士協会
	計

北海道災害派遣福祉チームに係る協力法人及び候補者・登録者数一覧

(R7.3末時点)

個別 No	協力法人名称	福祉施設関係団体	協定締結日	様式6号 届出日	候補者数				チーム員登録者数					
					R3届出	R4届出	R5届出	R6届出	R3登録	R4登録	R5登録	R6届出		
1	医療法人社団豊生会	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	R3.9.14	R3.8.3	3	3				3	3			
2	社会福祉法人旭川福祉事業会	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	R3.9.14	R3.8.10	0	1		-1		0	1		-1	
3	医療法人聖仁会	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	R3.9.14	R3.8.5	1	1				0				
4	社会福祉法人新生会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R4.2.18	0	1		-1		0	1		-1	
5	社会福祉法人登別さいわい福祉会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.2	3	3				3	3			
6	特定非営利活動法人わーかーびー	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.9	3	3				0				
7	社会福祉法人旭川ねむのき会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.5	3	3				0				
8	社会福祉法人札幌報恩会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R4.2.1	3	3				3	3			
9	社会福祉法人小樽四ツ葉学園	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.4	3	3				3	3			
10	社会福祉法人ないえ福祉会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.9	1	1				1	1			
11	社会福祉法人旭川旭観会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R4.2.19	6	5		1		2	3		-1	
12	社会福祉法人新冠ほくと園	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.6	3	3				3	3			
13	社会福祉法人旭聖会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.7.30	1	1				1	1			
14	社会福祉法人南幌苑	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.5	21	19	-2	4		7	3	-1	1	4
15	社会福祉法人札幌療育会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14		0	0				0				
16	社会福祉法人北ひろしま福祉会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.12.20	4	4				4	4			
17	社会福祉法人鷹栖共生会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.12	1	1				0				
18	社会福祉法人長井学園	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.7.30	1	1				1	1			
19	社会福祉法人札幌協働福祉会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.10	1	1				0	1			-1
20	社会福祉法人旭川春光会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14		0	0				0				
21	社会福祉法人北海道社会福祉事業団	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.12	14	13		1		13	12		2	-1
22	社会福祉法人伊達コスモス21	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.4	24	21		3		14	11		3	
23	社会福祉法人浦河向陽会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.3	1	1				1	1			
24	社会福祉法人雪の聖母園	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.5	4	4				4	2	2		
25	社会福祉法人藻岩この実会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.9.14	R3.8.5	3	3				0				
26	有限会社ベストケア・ベル	公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部	R3.9.14	R3.8.12	1	1				0				
27	特定非営利活動法人すばる	公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部	R3.9.14	R3.8.26	2	2				0				
28	有限会社四海堂	公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部	R3.9.14	R3.8.3	1	1				1		1		
29	サテラホーム有限公司	一般社団法人北海道認知症グループホーム協会	R3.9.14	R3.8.6	3	3				3	3			
30	株式会社社萌福祉サービス	一般社団法人全国介護事業者連盟北海道支部	R3.9.14	R3.8.6	4	4				4	4			
31	社会福祉法人帯広福祉協会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R3.11.4	R4.2.18	3	3				2	3			-1
32	社会福祉法人優和会	一般社団法人北海道認知症グループホーム協会	R4.1.17	R4.1.6	3	3				1	1			
33	欠番				0					0				
34	有限会社花緑	一般社団法人北海道認知症グループホーム協会	R4.1.17	R4.2.22	4	4				3	3			
35	有限会社サハスネット	北海道精神障害者社会福祉事業協議会	R4.12.5	R4.11.7	5	5				4		4		
36	社会福祉法人健美会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	R4.10.25	0	0				0				
37	社会福祉法人清光園	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	R4.11.1	6	7	-1			6		7	-1	
38	社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	R4.11.11	5	5				2		2		
39	社会福祉法人旭川緑光会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	R4.11.8	0	0				0				
40	社会福祉法人栗山福祉会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5		0					0				
41	社会福祉法人湧別福祉会	北海道老人福祉施設協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.5		0					0				
42	社会福祉法人福寿会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	R4.10.25	3	3				0				
43	社会福祉法人慶友会	北海道老人福祉施設協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.5		0					0				
44	社会福祉法人積心会	北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会	R4.12.5	R4.11.11	3	4	-1			3		4	-1	

個別 No.	協力法人名称	福祉施設関係団体	協定締結日	様式6号 届出日	候補者数				チーム登録者数					
					R3届出	R4届出	R5届出	R6届出	R3登録	R4登録	R5登録	R6届出		
45	社会福祉法人石狩友愛福祉会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	R4.10.27	3	3			3			3		
46	社会福祉法人北海道厚真福祉会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	R4.10.26	3	3			0					
47	社会福祉法人枝幸福祉会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5		0				0					
48	社会福祉法人栄和会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	R4.11.9	1	1			1		1			
49	社会福祉法人小樽育成院	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5		0				0					
50	社会福祉法人旭川たいせつ福祉会	北海道老人福祉施設協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.5		0				0					
51	士幌町	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	R4.11.8	3	3			3	3				
52	社会福祉法人陵雲厚生会	北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会	R4.12.5	R4.10.31 R4.11.10	3	4	-1		0					
53	社会福祉法人豊頃愛生協会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5	R4.11.8	1	1			1		1			
54	社会福祉法人北海道中央病院	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.5		0				0					
55	社会福祉法人稚内市社会福祉事業団	北海道老人福祉施設協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.5	R4.11.10	5	5			4	3		1		
56	社会福祉法人音更町柏寿協会	北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.5		0				0					
57	社会福祉法人函館市民生事業協会	北海道介護施設協議会	R4.12.5	R4.11.7	1	1			1	1				
58	社会福祉法人札幌厚生会	北海道介護施設協議会	R4.12.5		0				0					
59	社会福祉法人帯広太陽福祉会	北海道介護施設協議会	R4.12.5	R4.11.9	3	3			3	3				
60	社会福祉法人函館共働宿泊所	北海道介護施設協議会	R4.12.5	R4.11.2	1	1			1	1				
61	社会福祉法人和光会	北海道児童施設協議会	R4.12.5		0				0					
62	社会福祉法人タラブ	北海道児童施設協議会	R4.12.5	R4.11.11	6	6			0					
63	公益財団法人鉄道弘済会	北海道児童施設協議会	R4.12.5	R4.11.9	1	1			0					
64	社会福祉法人苫小牧慈光会	北海道身体障害者福祉施設協議会	R4.12.5		0				0					
65	社会福祉法人北海道ハピニス	北海道身体障害者福祉施設協議会	R4.12.5		0				0					
66	社会福祉法人のぞみ会	北海道保育協議会	R4.12.5	R4.11.11	1	1			0					
67	株式会社シムス	北海道ホームヘルプサービス協議会	R4.12.5	R4.11.4 R4.11.7	7	7			4	4				
68	旭川中央交通株式会社	北海道ホームヘルプサービス協議会	R4.12.5	R4.11.11	2	2			1	1				
69	社会福祉法人真宗協会	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.23		0				0					
70	社会福祉法人上士幌福寿協会	北海道老人福祉施設協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R4.12.23		0				0					
71	社会福祉法人札幌明啓院	北海道老人福祉施設協議会	R4.12.23	R4.11.1	3	3			1	1				
72	社会福祉法人函館厚生院	北海道介護施設協議会	R4.12.23		0				0					
73	社会福祉法人刀圭会	北海道ホームヘルプサービス協議会	R4.12.23	R4.11.9	4	4			0					
74	社会福祉法人光寿会	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	R5.8.17		1		1		1		1			
75	医療法人譲生会	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	R6.2.8		2		2		2		2			
76	医療法人社団久仁会	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	R6.2.8		1		1		1		1			
77	医療法人歓生会	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	R6.2.8		2		2		1		1			
78	医療法人北翔会	一般社団法人北海道老人保健施設協議会	R6.2.26		2		2		2		2			
79	社会福祉法人あけぼの福祉会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R6.9.24		2		2		2			2		
80	社会福祉法人後志報恩会	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会	R6.11.19		6		6		6			6		
			79		211	120	71	12	8	130	71	36	10	13

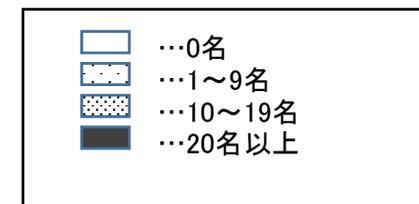
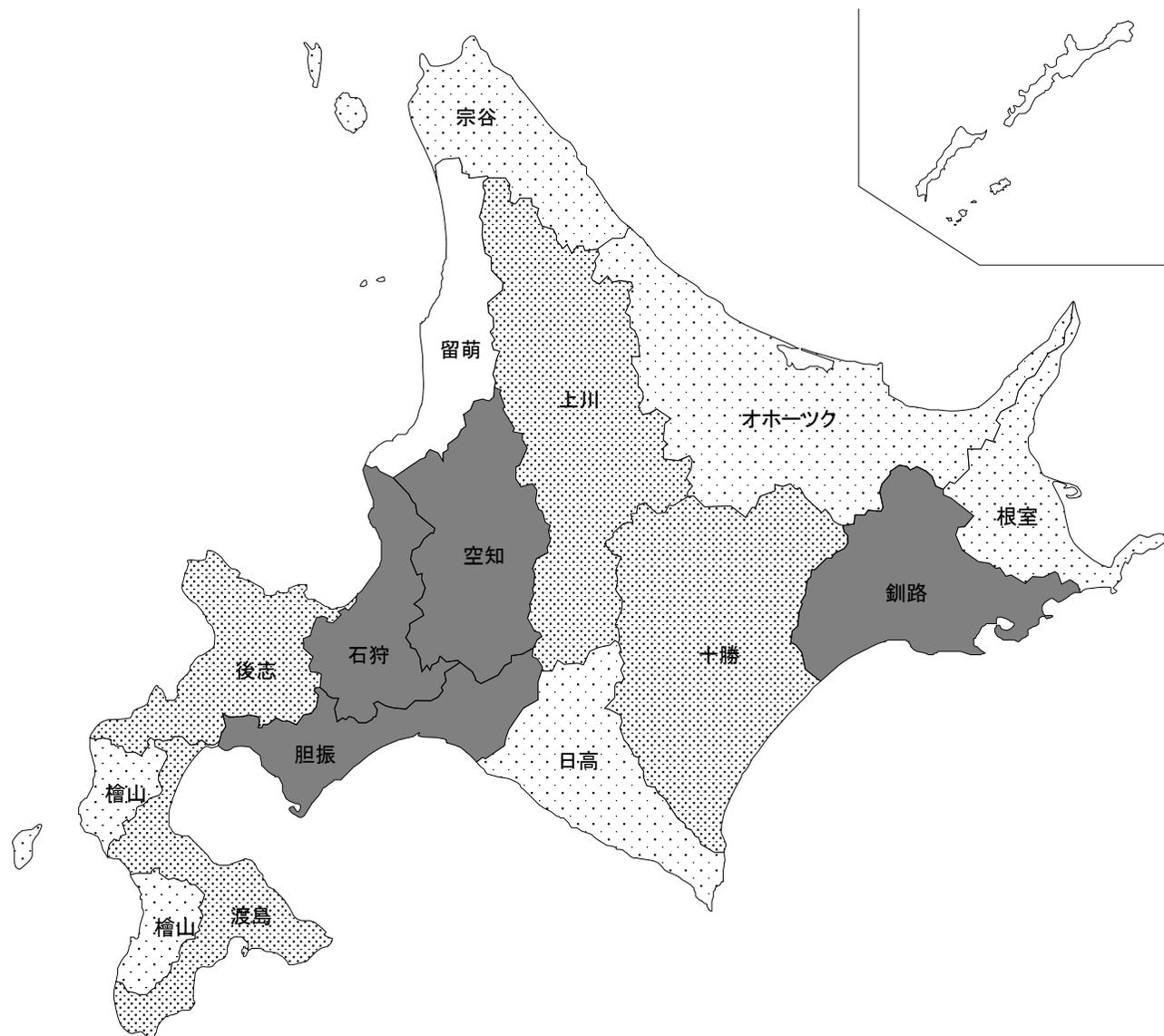
北海道災害派遣福祉チームに係る福祉関係職能団体の協力会員・登録者数

(R7.3末時点)

No.	福祉関係職能団体の名称	協力会員数				チーム員登録者数				今後研修受 請予定		
		R3	R4	R5	R6	R3登録	R4登録	R5登録	R6登録			
1	公益社団法人北海道社会福祉士会	35	4	5	12	14	32	3	4	13	12	3
2	一般社団法人北海道介護福祉士会	16	6	8	1	1	15	4	9	1	1	1
3	一般社団法人北海道介護支援専門員協会	25	9	1	8	7	23	7	1	8	7	2
4	公益社団法人北海道理学療法士会	12	1	—	5	6	12	1	—	5	6	0
5	公益社団法人北海道作業療法士会	8	1	2	3	2	7	1	2	2	2	1
6	一般社団法人北海道医療ソーシャルワーカー協会	8	—	—	—	8	6	—	—	—	6	2
7	一般社団法人北海道精神保健福祉士協会	8	—	—	—	8	7	—	—	—	7	1
計		112	21	16	29	46	102	16	16	29	41	10

振興局別北海道災害派遣福祉チーム登録者数(R7.3末時点)

チーム員登録者数



(単位:名)

振興局	登録者数
空知	24
石狩	78
後志	14
胆振	37
日高	6
渡島	11
檜山	1
上川	14
留萌	0
宗谷	4
オホーツク	5
十勝	15
釧路	21
根室	2
計	232

令和 6 年度北海道 DWAT に係る訓練等実施結果について

1 令和 6 年度北海道防災総合訓練参加実績

(1) 第 1 回

- ① 実施日時 令和 6 年 8 月 4 日（日）8 時～13 時
- ② 場所 厚岸町（太田活性化施設「らくとぴあ」）（厚岸町太田 5 の通り 2 1）
- ③ DWAT 参加者 6 名 ※交通費・宿泊に係る費用支給
- ④ 訓練内容
 - ア 防災に関する意識・職能の向上
 - ・ 段ボールベッド等の組み立て訓練等
 - ・ 防災講話 講師 日本赤十字北海道看護大学教授 根本 昌宏 氏
 - イ 避難所検討会へ出席
 - ・ 当日参加の保健・医療・福祉関係機関により、避難所運営に関する意見交換

(2) 第 2 回

- ① 実施日時 令和 6 年 12 月 21 日（火）13 時～18 時 00 分
- ② 場所 根室市（花咲港小学校）（根室市花咲港 209 番地）
- ③ DWAT 参加者 5 名 ※交通費・宿泊に係る費用支給
- ④ 訓練内容
 - ア 防災に関する意識・職能の向上
 - ・ DWAT チーム員による DWAT の周知
 - ・ テント・段ボールベッド組み立て等実践
 - ・ 防災講話 講師 日本赤十字北海道看護大学教授 根本 昌宏 氏
 - イ 避難所検討会へ出席
 - ・ 当日参加の保健・医療・福祉関係機関により、避難所運営に関する意見交換

2 その他

(1) 連絡訓練

- ① 実施日 令和 6 年 11 月 11 日
 - ② 実施内容 道から、DWAT 構成団体、協力法人等、各チーム員にメールを送信し、確実にメールが受信できているかどうかを確認するため、電子申請システムに回答を依頼。
(1 回目報告〆切：11 月 13 日、2 回目〆切：11 月 18 日)
 - ③ 実施結果 回答：101 件／276 件
(メール送信エラー：13 件あり)
- ※ 別途、団体を通じて変更届出書の提出を依頼し、登録情報の更新を実施。

(2) 厳冬期における避難所運営・宿泊演習（参考）

- ① 実施日時 令和 7 年 1 月 29 日（～30 日）
- ② 場所 札幌市北区体育館（札幌市北区新琴似 8 条 2 丁目）
- ③ 参集対象 道内市町村職員
- ④ 参加内容 DWAT 事務局（道地域福祉課）として、市町村職員に DWAT を紹介。災害発生時の派遣要請について依頼。

令和6年度北海道 DWAT に係る研修実施結果について

1 チーム員研修

- (1) 日 時 令和7年2月4日(火) 10:00~17:00
- (2) 場 所 オンライン (Zoom)
- (3) 主 催 北海道
- (4) 対 象 ・ 協力法人等から届け出のあったチーム員候補者
・ 福祉関係職能団体から届け出のあったチーム協力会員
- (5) 主な内容 【行政説明】 災害派遣福祉チーム (DWAT) について (地域福祉課)
【実践報告】 令和6年能登半島地震 北海道 DWAT 支援活動を終えて
(一社) 北海道介護支援専門員協会 平井貴子氏
(第2クール派遣チームリーダー)
【講義・演習】
被災者の支援と DWAT の機能、避難所における被災者支援、
他職種連携による被災者支援、DWAT の被災者支援、
要配慮者、避難所における被災者支援と他職種連携 等
(一社) Wellbe Design 理事長 篠原 辰二 氏
- (6) 受講者数 43名 (新規受講43名)

2 リーダー研修

- (1) 日 時 令和7年3月7日(金) 10:00~17:00
- (2) 場 所 かでる2・7 (札幌市中央区北2条西7丁目1)、1050 会議室
- (3) 主 催 北海道
- (4) 対 象 北海道災害派遣福祉チーム (DWAT) に登録された者
- (5) 主な内容 【行政説明】 災害派遣福祉チーム (DWAT) について (地域福祉課)
【実践報告】 「令和6年能登半島地震における派遣活動」
(一社) 北海道介護支援専門員協会 吉田智彦氏
(第6クール派遣チームメンバー) ”
【実践報告】 「被災地における DWAT の実践」
(社福) 静岡県社会福祉協議会 主幹 寺澤友裕 氏
(社福) 峰栄会 さぎの宮寮 施設長 高杉威一郎 氏
【講義・演習】 「避難所における DWAT の活動と視点」
静岡県 DWAT+ (一社) Wellbe Design 理事長 篠原辰二 氏
【講義・演習】 DWAT リーダーの役割
(一社) Wellbe Design 理事長 篠原辰二 氏
- (6) 受講者数 33名 (新規受講30名、再受講3名)

北海道災害福祉支援ネットワーク会議及び北海道DWA T の運営に関する一部業務の委託について

令和7年7月から、「北海道災害福祉広域支援ネットワーク構築事業」として、「北海道災害福祉支援ネットワーク会議」の設置・運営と、「北海道災害派遣福祉チーム（北海道DWA T）」の運営に関する業務の一部を、次のとおり委託しましたので御報告いたします。

記

1 委託先団体

公益社団法人 北海道社会福祉士会

2 委託年月日

令和7年7月1日

3 委託する業務

- ・ 「災害福祉支援コーディネーター」の配置
- ・ 「北海道災害福祉支援ネットワーク会議」の運営
- ・ チーム員の変更届出書の受理及びチーム員登録者名簿の管理
- ・ チーム員研修、リーダー研修に係る業務（研修企画、受講希望者の募集、修了者名簿の作成）
- ・ チーム員への訓練に関する業務（北海道防災総合訓練（参加者の募集・決定、会場への同行、参加者への旅費の支給、等）、連絡訓練）
- ・ 災害発生時のチーム員の派遣調整・チーム編成等派遣計画等の作成
- ・ 災害発生時の派遣先における宿泊場所の確保、資機材の調達等
- ・ 災害発生時の派遣チームへの後方支援

4 引き続き、道（地域福祉課）が行う業務

- ・ 協力法人からの申出書の受理とDWA T派遣に関する協定の締結
- ・ チーム員登録証の交付
- ・ 災害発生時のチーム派遣の決定とチーム員への派遣依頼
- ・ チーム派遣後の災害救助法に基づく災害救助費の求償事務

5 その他

- ・ 委託団体が行う業務、道が行う業務の具体的な区分けについては、別途、通知文で各団体・協力法人及びチーム員の方にお知らせする予定です。

要綱等の主な改正内容

1 共通

(1) DWAT の活動場所について

- ・ 従来の「一般避難所」から、「避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）、在宅及び自家用車（以下「在宅等」という。）並びに被災した社会福祉施設等」に改正
（← 改正ガイドライン 1）

(2) 業務委託による所要の改正

- ・ 事務局業務の一部を委託したことによる所要の改正

2 「北海道災害福祉ネットワーク会議設置要綱」関係

（「1 共通」と同じ）

3 「北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱」関係

(1) 福祉専門職等の職種に「精神保健福祉士」を追記【第 2 条の三】

(2) 活動内容に、「要配慮者情報の収集」とその活動を明記【第 2 条の一】（←改正ガイドライン 4（2）①）

(3) 様式第 9 号（「変更届出書」）の改正

- ・ チーム員氏名等の記載欄を追加
- ・ 変更前／変更後の内容を、項目毎に対比して記載するように記載欄を変更

4 「北海道災害派遣福祉チームマニュアル」関係

(1) 総論編

① 「在宅等」の支援において、「在宅・車中泊避難者の支援の手引き」を参考に支援を行うことを追記【5（3）】（←改正ガイドライン（3）②ウ）

② 連携する団体に、「D P A T（災害派遣精神医療チーム）」、「D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）」を追加【4（3）（4）】（←改正ガイドライン 3（3）⑥）

(2) 活動編

① 活動場所が拡大されたことをうけ、チーム員の派遣先としての「避難所」の記載を、「活動場所」に変更【第 3 章の 4、5】

② 「一般避難所、福祉避難所」の別を、「避難所」に一本化【4（2）②、5（3）③】（←改正ガイドライン 1）

③ 在宅避難者への巡回について事務局と協議を要することとしていた記載を削除（D W A T の本来活動とされたため）【6（1）②】（←改正ガイドライン 1）

北海道災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱新旧対照表（案）

資料 7 - 2

改正案	現行	摘要
<p style="text-align: center;">北海道災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 この要綱は、災害時において、<u>要配慮者の福祉ニーズ</u>に的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の二次被害の防止を図るため、<u>要配慮者</u>に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」（以下「チーム」という。）を組成するとともに、<u>避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）に避難する要配慮者、在宅及び自家用車等（以下「在宅等」という。）で生活を続ける要配慮者並びに被災した社会福祉施設等その他地域で生活する要配慮者など、支援を必要とする要配慮者がいる場所へ派遣することにより、必要な支援体制を確保することを目的として設置する、「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた組織（以下「会議」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（協議・検討事項）</p> <p>第2条 会議は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議・検討するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) チームの組成の方法、活動内容 (2) チームの派遣決定及び情報収集の方法 (3) 災害時における関係者の役割分担 (4) 災害時における本部体制の構築 (5) 費用負担 (6) 保健医療関係者との連携 (7) チーム員に対する研修・訓練 (8) 住民に対する広報・啓発 (9) その他、会議の目的達成のため必要と認められる事項 <p>（構 成）</p> <p>第3条 会議は、別紙に掲げる機関、団体等をもって構成することとし、座長は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営担当課長の職にある者を充てる。</p>	<p style="text-align: center;">北海道災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 この要綱は、災害時において、<u>災害時要配慮者の福祉ニーズ</u>に的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の二次被害の防止を図るため、<u>災害時要配慮者</u>に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」（以下「チーム」という。）を組成するとともに、<u>一般避難所への派遣などにより、必要な支援体制を確保することを目的として設置する、「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた組織（以下「会議」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（協議・検討事項）</p> <p>第2条 会議は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議・検討するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) チームの組成の方法、活動内容 (2) チームの派遣決定及び情報収集の方法 (3) 災害時における関係者の役割分担 (4) 災害時における本部体制の構築 (5) 費用負担 (6) 保健医療関係者との連携 (7) チーム員に対する研修・訓練 (8) 住民に対する広報・啓発 (9) その他、会議の目的達成のため必要と認められる事項 <p>（構 成）</p> <p>第3条 会議は、別紙に掲げる機関、団体等をもって構成することとし、座長は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営担当課長の職にある者を充てる。</p>	<p>・文言整理</p> <p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映</p>

北海道災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱新旧対照表（案）

資料 7 - 2

改正案	現行	摘要																										
<p>（会 議）</p> <p>第4条 会議は、必要に応じて座長が招集する。</p> <p>2 会議は、必要に応じ議題に関連する関係団体等をオブザーバーとして参加させることができる。</p> <p>（事務局）</p> <p>第5条 会議の事務局は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課に置く。<u>なお、会議の運営を、公正中立かつ効果的に運営することができると座長が認める民間団体等に、委託することができる。</u></p> <p>（その他）</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関する事項は、座長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年（2020年）2月10日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和3年（2021年）4月1日一部改正</p> <p><u>この要綱は、令和7年（2025年）〇月〇日一部改正</u></p> <p>（別 紙）</p> <p style="text-align: center;"><北海道災害福祉支援ネットワーク会議構成団体></p> <table border="1" data-bbox="185 1145 960 1468"> <thead> <tr> <th></th> <th>団 体 名</th> <th>団 体 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>社会福祉法人 北海道社会福祉協議会</td> <td>都道府県社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>北海道ホームヘルプサービス協議会</td> <td rowspan="3">福祉職による職能団体</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>公益社団法人 北海道社会福祉士会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一般社団法人</td> </tr> </tbody> </table>		団 体 名	団 体 種 別	1	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	都道府県社会福祉協議会	2	北海道ホームヘルプサービス協議会	福祉職による職能団体	3	公益社団法人 北海道社会福祉士会	4	一般社団法人	<p>（会 議）</p> <p>第4条 会議は、必要に応じて座長が招集する。</p> <p>2 会議は、必要に応じ議題に関連する関係団体等をオブザーバーとして参加させることができる。</p> <p>（事務局）</p> <p>第5条 会議の事務局は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課に置く。</p> <p>（その他）</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関する事項は、座長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年（2020年）2月10日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和3年（2021年）4月1日一部改正</p> <p>（別 紙）</p> <p style="text-align: center;"><北海道災害福祉支援ネットワーク会議構成団体></p> <table border="1" data-bbox="1028 1145 1803 1468"> <thead> <tr> <th></th> <th>団 体 名</th> <th>団 体 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>社会福祉法人 北海道社会福祉協議会</td> <td>都道府県社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>北海道ホームヘルプサービス協議会</td> <td rowspan="3">福祉職による職能団体</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>公益社団法人 北海道社会福祉士会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一般社団法人</td> </tr> </tbody> </table>		団 体 名	団 体 種 別	1	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	都道府県社会福祉協議会	2	北海道ホームヘルプサービス協議会	福祉職による職能団体	3	公益社団法人 北海道社会福祉士会	4	一般社団法人	<p>・事務局業務の委託について規定。</p>
	団 体 名	団 体 種 別																										
1	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	都道府県社会福祉協議会																										
2	北海道ホームヘルプサービス協議会	福祉職による職能団体																										
3	公益社団法人 北海道社会福祉士会																											
4	一般社団法人																											
	団 体 名	団 体 種 別																										
1	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	都道府県社会福祉協議会																										
2	北海道ホームヘルプサービス協議会	福祉職による職能団体																										
3	公益社団法人 北海道社会福祉士会																											
4	一般社団法人																											

北海道災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱新旧対照表（案）

資料 7-2

改正案			現行			摘要
	北海道介護福祉士会			北海道介護福祉士会		
5	一般社団法人 北海道介護支援専門員協会		5	一般社団法人 北海道介護支援専門員協会		
6	公益社団法人 北海道理学療法士会	保健医療関係者及び関係団体	6	公益社団法人 北海道理学療法士会	保健医療関係者及び関係団体	
7	公益社団法人 北海道作業療法士会		7	公益社団法人 北海道作業療法士会		
8	公益社団法人 北海道民生委員児童委員連盟		8	公益社団法人 北海道民生委員児童委員連盟		
9	一般社団法人 北海道老人保健施設協議会	社会福祉施設等関係団体 （「災害時における社会福祉施設等の 相互支援協定締結団体」）	9	一般社団法人 北海道老人保健施設協議会	社会福祉施設等関係団体 （「災害時における社会福祉施設等の 相互支援協定締結団体」）	
10	一般社団法人 北海道知的障がい福祉協会		10	一般社団法人 北海道知的障がい福祉協会		
11	公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 北海道 支部		11	公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 北海道 支部		
12	一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会		12	一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会		
13	一般社団法人 全国介護事業者連盟 北海道支部		13	一般社団法人 全国介護事業者連盟 北海道支部		

北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱新旧対照表（案）

資料 7 - 3

改正案	現行	摘要
<p style="text-align: center;">北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、北海道（以下「道」という。）が福祉施設関係団体や福祉関係職能団体（以下「構成団体」という。）、北海道社会福祉協議会及び北海道民生委員児童委員連盟と相互協力の下、大規模災害の発生時に避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）に避難する要配慮者、在宅及び自家用車等（以下「在宅等」という。）で生活を続ける要配慮者並びに被災した社会福祉施設等その他地域で生活を続ける要配慮者の支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図るため、福祉専門職等で編成される北海道災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害</p> <p>二 要配慮者 高齢者、障がい者、<u>乳幼児</u>その他災害時に特別な配慮を必要とする者</p> <p>三 福祉専門職等 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、<u>精神保健福祉士</u>等の資格を有する者、ホームヘルパー等社会福祉施設や事業所等において利用者の援助に当たる者</p> <p>四 福祉施設関係団体 福祉施設関係団体とは、北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会北海道支部、北海道認知症グループホーム協会、全国介護事業者連盟北海道支部、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道救護施設協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道保育協議会、北海道デイサービスセンター協議会をいう。</p> <p>五 福祉関係職能団体</p>	<p style="text-align: center;">北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、北海道（以下「道」という。）が福祉施設関係団体や福祉関係職能団体（以下「構成団体」という。）、北海道社会福祉協議会及び北海道民生委員児童委員連盟と相互協力の下、大規模災害の発生時に一般避難所等における要配慮者の支援や福祉施設等への人的支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図るため、福祉専門職等で編成される北海道災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害</p> <p>二 要配慮者 高齢者、障がい者その他災害時に特別な配慮を必要とする者</p> <p>三 福祉専門職等 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士等の資格を有する者、ホームヘルパー等社会福祉施設や事業所等において利用者の援助に当たる者</p> <p>四 福祉施設関係団体 福祉施設関係団体とは、北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会北海道支部、北海道認知症グループホーム協会、全国介護事業者連盟北海道支部、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道救護施設協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道保育協議会、北海道デイサービスセンター協議会をいう。</p> <p>五 福祉関係職能団体</p>	<p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映</p> <p>・乳幼児を追記（改正ガイドラインに明記のため）</p> <p>・職能団体に係る国家資格を列挙</p>

北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱新旧対照表（案）

資料 7 - 3

改正案	現行	摘要
<p>福祉関係職能団体とは、北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会をいう。</p> <p>（チームの編成等）</p> <p>第3条 チームは別表に掲げる資格を有し、又は職種に就いている者であって、当該資格又は職種に係る実務経験が3年以上の者で構成し、1チーム当たり5名程度で編成する。</p> <p>2 各チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。</p> <p>3 チームにおいて被災市町村とのつなぎ及び調整等を行う人員として、道職員をチームに加えることができる。</p> <p>4 1チーム当たりの活動期間は、原則として5日間とし、順次交代チームを派遣する。</p> <p>5 チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後概ね3日後から1か月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。</p> <p>（活動内容）</p> <p>第4条 チームの活動は、次の内容を基本とする。</p> <p>一 <u>要配慮者情報の収集</u>及びスクリーニング</p> <p>ア <u>避難所や在宅等、被災した社会福祉施設等その他地域で避難生活を続ける者（以下「避難者」という。）の中に、要配慮者がいるか把握し、今後の支援の必要性を判断するための情報を収集する。</u></p> <p>イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。</p> <p>ウ <u>要配慮者の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携を図る。</u></p> <p>二 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援</p> <p>ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。</p> <p>イ <u>避難所や在宅等、社会福祉施設等その他地域</u>において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。</p> <p>三 その他</p>	<p>福祉関係職能団体とは、北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会をいう。</p> <p>（チームの編成等）</p> <p>第3条 チームは別表に掲げる資格を有し、又は職種に就いている者であって、当該資格又は職種に係る実務経験が3年以上の者で構成し、1チーム当たり5名程度で編成する。</p> <p>2 各チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。</p> <p>3 チームにおいて被災市町村とのつなぎ及び調整等を行う人員として、道職員をチームに加えることができる。</p> <p>4 1チーム当たりの活動期間は、原則として5日間とし、順次交代チームを派遣する。</p> <p>5 チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後概ね3日後から1か月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。</p> <p>（活動内容）</p> <p>第4条 チームの活動は、次の内容を基本とする。</p> <p>一 <u>避難者の福祉ニーズ把握</u>及び要配慮者のスクリーニング</p> <p>ア <u>一般避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を道に報告する。</u></p> <p>イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。</p> <p>ウ <u>避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携を図る。</u></p> <p>二 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援</p> <p>ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。</p> <p>イ <u>一般避難所等</u>において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。</p> <p>三 その他</p>	<p>・要配慮者情報の収集を明記</p> <p>・文言整理</p> <p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映</p>

北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱新旧対照表（案）

資料 7 - 3

改正案	現行	摘要
<p>ア <u>避難所や在宅等、社会福祉施設等</u>の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。</p> <p>イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。</p> <p>2 チームは、前頁に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。</p> <p>3 チームの活動に当たっては、北海道災害対策本部や被災市町村災害対策本部、各種チーム（災害派遣ケアチーム、災害派遣医療チーム等）等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。</p> <p>（構成団体との事前協定等）</p> <p>第5条 道は、構成団体と、チームの派遣に関する協定書（様式第1号又は様式第2号）を締結するものとする。</p> <p>2 構成団体のうち福祉施設関係団体は、自らの団体に加入する法人等のうち、チームへの協力が可能なものについて、チーム協力法人届出書（様式第3号）を道に提出するものとする。</p> <p>3 構成団体のうち福祉関係職能団体は、自らの団体に加入する会員等のうち、チームへの協力が可能なものについて、チーム協力会員等届出書（様式第4号）を道に提出するものとする。</p> <p>（協力法人等との事前協定等）</p> <p>第6条 道は、前条第2項の届出書の提出を受けた場合は、チームへの協力が可能な法人等（以下「協力法人等」という。）とチームの派遣に関する協定（第5号様式）を締結するものとする。</p> <p>2 協力法人等は、自らの法人等に所属する職員のうち、第3条第1項に該当し、チームへの協力が可能な者について、チーム員候補者届出書（様式第6号）を道に提出するものとする。</p> <p>3 道は、前項により届け出のあったチーム員候補者に対し、災害時の福祉支援に関する研修を実施するものとする。ネットワークの構成団体のうち、福祉関係職能団体から前条第3項の届出書の提出があったときも同様とする。</p> <p>4 道は、前項の研修を修了した者について、チーム員登録名簿（様式第7号）を作成するとともに、チーム員登録証（様式第8号）を各チーム員に交付するものとする。</p> <p>5 協力法人等は、第2項の届出内容に変更が生じたときは、速やかにチーム員変更届出書（様式第9号）を道に提出するものとする。構成団体のうち、福祉関係職能団体に係る前条第3項の届出内</p>	<p>ア <u>一般避難所等</u>の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。</p> <p>イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。</p> <p>2 チームは、前頁に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。</p> <p>3 チームの活動に当たっては、北海道災害対策本部や被災市町村災害対策本部、各種チーム（災害派遣ケアチーム、災害派遣医療チーム等）等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。</p> <p>（構成団体との事前協定等）</p> <p>第5条 道は、構成団体と、チームの派遣に関する協定書（様式第1号又は様式第2号）を締結するものとする。</p> <p>2 構成団体のうち福祉施設関係団体は、自らの団体に加入する法人等のうち、チームへの協力が可能なものについて、チーム協力法人届出書（様式第3号）を道に提出するものとする。</p> <p>3 構成団体のうち福祉関係職能団体は、自らの団体に加入する会員等のうち、チームへの協力が可能なものについて、チーム協力会員等届出書（様式第4号）を道に提出するものとする。</p> <p>（協力法人等との事前協定等）</p> <p>第6条 道は、前条第2項の届出書の提出を受けた場合は、チームへの協力が可能な法人等（以下「協力法人等」という。）とチームの派遣に関する協定（第5号様式）を締結するものとする。</p> <p>2 協力法人等は、自らの法人等に所属する職員のうち、第3条第1項に該当し、チームへの協力が可能な者について、チーム員候補者届出書（様式第6号）を道に提出するものとする。</p> <p>3 道は、前項により届け出のあったチーム員候補者に対し、災害時の福祉支援に関する研修を実施するものとする。ネットワークの構成団体のうち、福祉関係職能団体から前条第3項の届出書の提出があったときも同様とする。</p> <p>4 道は、前項の研修を修了した者について、チーム員登録名簿（様式第7号）を作成するとともに、チーム員登録証（様式第8号）を各チーム員に交付するものとする。</p> <p>5 協力法人等は、第2項の届出内容に変更が生じたときは、速やかにチーム員変更届出書（様式第9号）を道に提出するものとする。構成団体のうち、福祉関係職能団体に係る前条第3項の届出内</p>	<p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映</p>

北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱新旧対照表（案）

資料 7 - 3

改正案	現行	摘要
<p>容に変更が生じたときも同様とする。</p> <p>6 道は、協力法人等又は構成団体から前項の変更届出書が提出されたときは、第4項登録者名簿を修正するものとする。</p> <p>（派遣基準）</p> <p>第7条 チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>一 道内で大規模災害が発生した場合であって、道がチームを派遣する必要があると認めるとき。</p> <p>二 道内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町村から道に対してチームの派遣要請があったとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、派遣要請は、原則としてチーム派遣要請書（様式第10号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。</p> <p>三 道外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都府県から道に対してチームの派遣要請があったとき。</p> <p>四 その他特に必要であると認めるとき。</p> <p>（派遣）</p> <p>第8条 道は、前条の派遣基準に基づきチームを派遣する必要があると認めるときは、派遣内容を検討の上、構成団体又は協力法人等に対してチーム員の派遣依頼を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、派遣依頼はチーム員派遣依頼書（様式第11号）により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼も可とし、後日、依頼書の提出を行うものとする。</p> <p>2 前項の派遣依頼を受けた構成団体又は協力法人等は、速やかにチーム員の派遣の可否を判断し、その結果を道に報告する。</p> <p>3 道は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、チーム員、協力法人等及び構成団体等に通知する。</p> <p>4 チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、チーム活動届録報告書（様式第12号）により、道に報告するものとする。</p> <p>5 第2項から前項までの報告や通知については、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による報告や通知も可とする。</p>	<p>容に変更が生じたときも同様とする。</p> <p>6 道は、協力法人等又は構成団体から前項の変更届出書が提出されたときは、第4項登録者名簿を修正するものとする。</p> <p>（派遣基準）</p> <p>第7条 チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>一 道内で大規模災害が発生した場合であって、道がチームを派遣する必要があると認めるとき。</p> <p>二 道内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町村から道に対してチームの派遣要請があったとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、派遣要請は、原則としてチーム派遣要請書（様式第10号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。</p> <p>三 道外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都府県から道に対してチームの派遣要請があったとき。</p> <p>四 その他特に必要であると認めるとき。</p> <p>（派遣）</p> <p>第8条 道は、前条の派遣基準に基づきチームを派遣する必要があると認めるときは、派遣内容を検討の上、構成団体又は協力法人等に対してチーム員の派遣依頼を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、派遣依頼はチーム員派遣依頼書（様式第11号）により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼も可とし、後日、依頼書の提出を行うものとする。</p> <p>2 前項の派遣依頼を受けた構成団体又は協力法人等は、速やかにチーム員の派遣の可否を判断し、その結果を道に報告する。</p> <p>3 道は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、チーム員、協力法人等及び構成団体等に通知する。</p> <p>4 チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、チーム活動届録報告書（様式第12号）により、道に報告するものとする。</p> <p>5 第2項から前項までの報告や通知については、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による報告や通知も可とする。</p>	

北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱新旧対照表（案）

資料 7 - 3

改正案	現行	摘要
<p>（費用負担等）</p> <p>第9条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、道が費用を負担する。</p> <p>2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。</p> <p>3 道はチームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。</p> <p>（研修及び訓練等）</p> <p>第10条 道は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。</p> <p>3 道又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。</p> <p>（周知及び啓発等）</p> <p>第11条 道は、災害時にチームが避難所や在宅等、社会福祉施設等その他地域において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、チームの活動に関する市町村及び地域住民等への周知及び啓発活動に取り組むものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年3月9日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和3年11月18日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和6年5月17日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和6年10月7日から施行する。</p> <p><u>この要項は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>（費用負担等）</p> <p>第9条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、道が費用を負担する。</p> <p>2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。</p> <p>3 道はチームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。</p> <p>（研修及び訓練等）</p> <p>第10条 道は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。</p> <p>3 道又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。</p> <p>（周知及び啓発等）</p> <p>第11条 道は、災害時にチームが一般店舗等において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、チームの活動に関する市町村及び地域住民等への周知及び啓発活動に取り組むものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年3月9日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和3年11月18日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和6年5月17日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和6年10月7日から施行する。</p>	<p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映</p>

北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱新旧対照表（案）

資料7-3

改正案		現行		摘要
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）		
区分	名称	区分	名称	
資格	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等	資格	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等	
職種	ホームヘルパー、相談支援専門員、介護職員、生活支援員、生活相談員等	職種	ホームヘルパー、相談支援専門員、介護職員、生活支援員、生活相談員等	
その他	必要と認められるもの	その他	必要と認められるもの	

北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱新旧対照表（案）

資料 7 - 3

改正案	現行	摘要																																												
<p>様式第 9 号 北海道災害派遣福祉チーム員変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 北海道知事</p> <p style="text-align: center;">法人（団体）名 代表者職氏名</p> <p>北海道災害派遣福祉チーム員の届出事項に変更等が生じたので、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 6 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【変更のあったチーム員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">登録番号</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">氏名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p>【変更内容】 ※変更のある箇所のみ記載</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 35%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふりがな 氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保有資格・ 職種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設名・ 施設所在地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>携帯番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 (退職・退会等)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【担当者】 氏 名： 連絡先：</p>	登録番号		氏名		項目	変更前	変更後	ふりがな 氏 名			保有資格・ 職種			施設名・ 施設所在地			携帯番号			メールアドレス			その他 (退職・退会等)			<p>様式第 9 号 北海道災害派遣福祉チーム員変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 北海道知事</p> <p style="text-align: center;">法人（団体）名 代表者職氏名</p> <p>北海道災害派遣福祉チーム員の届出事項に変更が生じたので、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 6 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">変更があった事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 35%;">氏名</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 55%;">携帯番号</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>保有資格・職種</td> <td>5</td> <td>メールアドレス</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>施設名・施設所在地</td> <td>6</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;">(変更前)</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">(変更後)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【担当者】 氏 名： 連絡先：</p>	変更があった事項				1	氏名	4	携帯番号	2	保有資格・職種	5	メールアドレス	3	施設名・施設所在地	6	その他	変更の内容	(変更前)	(変更後)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更のあったチーム員氏名等の記載欄を追加 ・変更内容を項目毎に対比して記載するよう欄を設定
登録番号		氏名																																												
項目	変更前	変更後																																												
ふりがな 氏 名																																														
保有資格・ 職種																																														
施設名・ 施設所在地																																														
携帯番号																																														
メールアドレス																																														
その他 (退職・退会等)																																														
変更があった事項																																														
1	氏名	4	携帯番号																																											
2	保有資格・職種	5	メールアドレス																																											
3	施設名・施設所在地	6	その他																																											
変更の内容																																														
(変更前)																																														
(変更後)																																														

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7-4

改正案	現行	摘要
<p style="text-align: center;">北海道災害派遣福祉チーム マニュアル 総論編</p> <p>1 目的</p> <p>このマニュアルは、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する災害派遣福祉チームの活動に関して、その具体的な手順を定め、円滑な運用に資することを目的として作成するものである。</p> <p>2 災害派遣福祉チームの概要</p> <p>北海道災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）は、災害が発生した場合に、<u>避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定届出避難所も含む。）、在宅及び自家用車等（以下「在宅等」という。）並びに被災した社会福祉施設等その他地域</u>において、要配慮者を支援する。</p> <p>チームは社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、<u>精神保健福祉士等及びホームヘルパー等社会福祉施設や事業所等において利用者の支援に当たる者</u>から構成され、1チーム3～5名程度で編成する。</p> <p>チームの主な活動内容は要綱第4条のとおり。</p> <p>3 活動の流れ</p> <p>(1) 派遣要請</p> <p>被災自治体から道へ派遣要請を受ける。</p> <p>(2) ネットワーク構成団体及び協力法人と調整</p> <p>道は、ネットワーク構成団体及び協力法人と調整を行い、派遣するチームを作る。</p> <p>(3) 協力法人へ派遣要請</p> <p>チーム員が属する法人へ派遣を要請し、派遣の準備を行う。</p> <p>(4) 派遣の実施</p> <p>被災地の避難所等で活動を実施する。</p> <p>(5) 報告書の提出</p> <p>活動終了後、チームリーダーは、道に対し活動報告を行う。</p>	<p style="text-align: center;">北海道災害派遣福祉チーム マニュアル 総論編</p> <p>1 目的</p> <p>このマニュアルは、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する災害派遣福祉チームの活動に関して、その具体的な手順を定め、円滑な運用に資することを目的として作成するものである。</p> <p>2 災害派遣福祉チームの概要</p> <p>北海道災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）は、災害が発生した場合に、<u>一般避難所等（以下「避難所等」という。）</u>において、要配慮者を支援する。</p> <p>チームは社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士等から構成され、1チーム3～5名程度で編成する。</p> <p>チームの主な活動内容は要綱第4条のとおり。</p> <p>3 活動の流れ</p> <p>(1) 派遣要請</p> <p>被災自治体から道へ派遣要請を受ける。</p> <p>(2) ネットワーク構成団体及び協力法人と調整</p> <p>道は、ネットワーク構成団体及び協力法人と調整を行い、派遣するチームを作る。</p> <p>(3) 協力法人へ派遣要請</p> <p>チーム員が属する法人へ派遣を要請し、派遣の準備を行う。</p> <p>(4) 派遣の実施</p> <p>被災地の避難所等で活動を実施する。</p> <p>(5) 報告書の提出</p> <p>活動終了後、チームリーダーは、道に対し活動報告を行う。</p>	<p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映</p> <p>・チームの構成について、チーム設置運営要綱の記載と整合させた。</p>

改正案	現行	概要
<p>4 関係団体等との連携</p> <p>チームは、被災者の支援のために、下記団体と連携して活動を実施すること</p> <p>(1) DMAT（災害派遣医療チーム）</p> <p>(2) DCAT（災害派遣ケアチーム）</p> <p><u>(3) DPAT（災害派遣精神医療チーム）</u></p> <p><u>(4) DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）</u></p> <p><u>(5) 健康相談班（保健師等による）</u></p> <p>地方自治体の保健師等が被災地に派遣され、住民の健康管理や情報収集等、避難所等における被災者の健康管理に関する相談や関係機関との調整を行う。</p> <p>【連携の例】</p> <p>健康相談班の活動と重複がないよう、情報の共有や役割分担を明確にするなど、綿密な連携を行い、災害派遣福祉チームの活動を展開していくことで、より短期間のうちに必要な支援を提供する。</p> <p><u>(6) 災害ボランティアセンター（社会福祉協議会等）</u></p> <p>市町村社会福祉協議会等に災害ボランティアセンターが設置され、ボランティアの派遣調整を行う。</p> <p><u>(7) NPO・ボランティア団体（道外含む）</u></p> <p>自前の装備で被災地に駆けつけ、様々な被災者支援活動を行う。</p> <p>5 支援に関する留意事項</p> <p>(1) 被災地では状況が常に変化し、様々な事態が起こる可能性があるため、本マニュアルを参考にしつつ、その都度チーム員が現場の状況を判断し、行動することが望まれること。</p> <p>(2) 避難所における支援については、運営主体と十分連携しながら実施すること。なお、避難所は行政主体で運営されているケースのほか、避難者自身による自主組織が中心となり、仕事を分担して運営されている場合もあるため、注意が必要であること。</p> <p>(3) 避難所の支援においては、内閣府による「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「避難所運営ガイドライン」並びに被災市町村の避難所運営マニュアル等を参考に、運営体制についてよく理解したうえで支援に入ること。<u>また、在宅等の支援においては、内閣府による「在宅・車中泊避難者等の手引き」を参考にすること。</u></p>	<p>4 関係団体等との連携</p> <p>チームは、被災者の支援のために、下記団体と連携して活動を実施すること</p> <p>(1) DMAT（災害派遣医療チーム）</p> <p>(2) DCAT（災害派遣ケアチーム）</p> <p><u>(3) 健康相談班（保健師等による）</u></p> <p>地方自治体の保健師等が被災地に派遣され、住民の健康管理や情報収集等、避難所等における被災者の健康管理に関する相談や関係機関との調整を行う。</p> <p>【連携の例】</p> <p>健康相談班の活動と重複がないよう、情報の共有や役割分担を明確にするなど、綿密な連携を行い、災害派遣福祉チームの活動を展開していくことで、より短期間のうちに必要な支援を提供する。</p> <p><u>(4) 災害ボランティアセンター（社会福祉協議会等）</u></p> <p>市町村社会福祉協議会等に災害ボランティアセンターが設置され、ボランティアの派遣調整を行う。</p> <p><u>(5) NPO・ボランティア団体（道外含む）</u></p> <p>自前の装備で被災地に駆けつけ、様々な被災者支援活動を行う。</p> <p>5 支援に関する留意事項</p> <p>(1) 被災地では状況が常に変化し、様々な事態が起こる可能性があるため、本マニュアルを参考にしつつ、その都度チーム員が現場の状況を判断し、行動することが望まれること。</p> <p>(2) 避難所における支援については、運営主体と十分連携しながら実施すること。なお、避難所は行政主体で運営されているケースのほか、避難者自身による自主組織が中心となり、仕事を分担して運営されている場合もあるため、注意が必要であること。</p> <p>(3) 避難所の支援においては、内閣府による「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「避難所運営ガイドライン」並びに被災市町村の避難所運営マニュアル等を参考に、運営体制についてよく理解したうえで支援に入ること。</p> <p>(4) <u>一般避難所等</u>での支援は、運営主体及び避難所となっている施設の意向や状況を確認しながら</p>	<p>・保健医療関係団体の追加</p> <p>・在宅等の支援を行うに当たっての参考資料を追記</p>

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7 - 4

改正案	現行	摘要
<p>(4) <u>避難所、在宅等並びに被災した社会福祉施設等</u>での支援は、運営主体及び避難所となっている施設の意向や状況を確認しながら行うこと。</p> <p>(5) 派遣中は、毎日チーム員でミーティングを行い、報告・連絡・相談を欠かさないこと。</p> <p>(6) 被災者や被災地の自立を助長するような支援を心掛けること。</p>	<p>ら行うこと。</p> <p>(5) 派遣中は、毎日チーム員でミーティングを行い、報告・連絡・相談を欠かさないこと。</p> <p>(6) 被災者や被災地の自立を助長するような支援を心掛けること。</p>	<p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映・</p>

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7-4

改正案	現行	摘要
<p style="text-align: center;">北海道災害派遣福祉チーム マニュアル 活動編</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 チームの構成・・・・・・・・・・ P2～P3</p> <p> 1 組織体制（平常時）</p> <p> 2 組織体制（災害発生時）</p> <p> 3 チームの構成</p> <p>第2章 派遣想定・・・・・・・・・・ P4</p> <p> 1 想定される災害の種類</p> <p> 2 派遣基準</p> <p> 3 想定される期間</p> <p> 4 想定される活動場所</p> <p> 5 想定される支援対象者</p> <p>第3章 チーム員の活動・・・・・・・・ P5～P18</p> <p> 1 平常時</p> <p> 2 災害発生時の待機から派遣指示まで</p> <p> 3 出動</p> <p> 4 被災地到着時の動き</p> <p> 5 活動初期対応</p> <p> 6 本活動</p> <p> 7 引き上げ</p> <p>第4章 費用負担・・・・・・・・・・ P19</p> <p> 1 道が負担するチーム員の派遣費用</p> <p> 2 派遣時の身分</p> <p> 3 保険</p>	<p style="text-align: center;">北海道災害派遣福祉チーム マニュアル 活動編</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 チームの構成・・・・・・・・・・ P2～P3</p> <p> 1 組織体制（平常時）</p> <p> 2 組織体制（災害発生時）</p> <p> 3 チームの構成</p> <p>第2章 派遣想定・・・・・・・・・・ P4</p> <p> 1 想定される災害の種類</p> <p> 2 派遣基準</p> <p> 3 想定される期間</p> <p> 4 想定される活動場所</p> <p> 5 想定される支援対象者</p> <p>第3章 チーム員の活動・・・・・・・・ P5～P18</p> <p> 1 平常時</p> <p> 2 災害発生時の待機から派遣指示まで</p> <p> 3 出動</p> <p> 4 被災地到着時の動き</p> <p> 5 活動初期対応</p> <p> 6 本活動</p> <p> 7 引き上げ</p> <p>第4章 費用負担・・・・・・・・・・ P19</p> <p> 1 道が負担するチーム員の派遣費用</p> <p> 2 派遣時の身分</p> <p> 3 保険</p>	

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7 - 4

改正案	現行	摘要
<p>第1章 チームの構成</p> <p>1 組織体制（平常時）</p> <p>(1) 事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局は北海道保健福祉部階層社局地域福祉課に置く。<u>なお、道は事務局の運営の一部を、道が適当と認める民間団体等に委託することができる。</u> 道は関係団体と協定を締結し、その所属する施設及び会員のうち、協力する施設及びチームとして派遣する職員<u>及び会員</u>の登録及び登録証の発行を行い、名簿を保管する。 道は、派遣に関する研修・訓練を実施する。 <p>(2) 協定締結団体</p> <p>協定を締結している福祉施設関係団体は、北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会北海道支部、北海道認知症グループホーム協会、日本介護事業者連盟北海道支部、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、北海道児童福祉施設協議会、北海道救護施設協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道保育協議会及び北海道デイサービスセンター協議会である。</p> <p><u>また、協定を締結している福祉関係職能団体は、北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会及び北海道精神保健福祉士協会である。(令和7年7月1日現在)</u></p> <p>(3) チーム登録の流れ</p> <p>①道とネットワーク構成団体とで協定を締結する。</p> <p>②協定を締結した<u>福祉施設関係団体</u>は、所属する法人等のうち、<u>チームへの協力が可能な</u>法人等について「北海道災害派遣福祉チーム協力法人等届出書」（要綱様式第3号）<u>を道に提出し、道は協力法人等と協定を締結する。</u></p> <p><u>③福祉関係職能団体は所属する会員のうち協力が可能な者</u>について「北海道災害派遣福祉チ</p>	<p>第1章 チームの構成</p> <p>1 組織体制（平常時）</p> <p>(1) 事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局は北海道保健福祉部階層社局地域福祉課に置く。 道は関係団体と協定を締結し、その所属する施設及び会員のうち、協力する施設及びチームとして派遣する職員の登録及び登録証の発行を行い、名簿を保管する。 道は、派遣に関する研修・訓練を実施する。 <p>(2) 協定締結団体</p> <p>協定を締結している福祉施設関係団体<u>及び福祉関係職能団体</u>は北海道ホームヘルプサービス協議会、<u>北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会、</u>北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会北海道支部、北海道認知症グループホーム協会、日本介護事業者連盟北海道支部、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、北海道児童福祉施設協議会、北海道救護施設協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道保育協議会及び北海道デイサービスセンター協議会である。<u>(令和4年8月1日現在)</u></p> <p>(3) チーム編成の流れ</p> <p>①道とネットワーク構成団体とで協定を締結する。</p> <p>②協定を締結した<u>団体</u>は、所属する法人のうち<u>協力する</u>法人等について「北海道災害派遣福祉チーム協力法人等届出書」（要綱様式第3号）、所属する会員のうち協力する者について「北海道災害派遣福祉チーム協力会員等届出書」（要綱様式第4号）を道に提出する。</p> <p><u>③道は協力法人等と協定を締結する。</u></p>	<p>・事務局の委託について規定</p> <p>・福祉関係職能団体の場合の「会員」を追記</p> <p>・協定締結団体を、福祉施設関係団体と、福祉関係職能団体とで分けて記載</p> <p>・新規協定締結団体を追加</p> <p>・文言整理（チーム登録までの流れの説明のため）</p> <p>・チーム設置運営要綱の規定を元に、登録までの流れを記載</p>

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7 - 4

改正案	現行	摘要
<p>ム協力会員等届出書」(要綱様式第4号)を、<u>協力法人等は所属する職員のうちチームへの協力が可能な者について、「チーム員候補者届出書」(要綱様式第6号)を道に提出する。</u></p> <p><u>④道は、届出のあった者のうち、災害時の福祉支援に関する研修を修了した者について、チーム員登録者名簿に登録し、チーム員登録証の発行を行う。</u></p> <p>2 組織体制（災害発生時）</p> <p>(1) 道災害対策本部</p> <p>道災害対策本部の健康相談班等が被災市町村の派遣要請を受けるなど、連絡調整を行う。</p> <p>(2) 事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣の要否の判断、派遣手続き、チーム数の決定 <u>(北海道保健福祉部障害福祉局地域福祉課)</u> 情報収集、情報提供 <p>道災害対策本部（道外災害の場合は、国、被災都府県災害対策本部）及び関係部局と連携し、被災地の被害状況などの情報を収集し、協力法人等に情報提供を行う。</p> 費用負担に係る調整 物資等の調整、車両通行証の発行 被災地災害対策本部に派遣の承認をとる。 <p>3 チームの構成</p> <p>(1) 構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> チームの構成員は、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、<u>精神保健福祉士</u>等の資格を有し、又は<u>介護職員、生活支援員、相談支援専門員、生活相談員等</u>の職種に就いている者であって、当該資格又は職務に係る実務経験が3年以上の者とする。 チームは、派遣要請を受けた後に行うネットワーク構成団体等との調整後に、事務局が決定する。 チームにはリーダーをおき、リーダーが活動の指揮命令を行う。リーダーは派遣時に決定し、知事が指定する。決定に際しては、ネットワーク構成団体等の意見を参考にする。 <p>(2) チームリーダーの役割</p>	<p><u>④協力法人等は、チーム員の届出を道に提出し、道は登録及び登録証の発行を行う。</u></p> <p>2 組織体制（災害発生時）</p> <p>(1) 道災害対策本部</p> <p>道災害対策本部の健康相談班等が被災市町村の派遣要請を受けるなど、連絡調整を行う。</p> <p>(2) 事務局 <u>(北海道保健福祉部障害福祉局地域福祉課)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣の要否の判断、派遣手続き、チーム数の決定 情報収集、情報提供 <p>道災害対策本部（道外災害の場合は、国、被災都府県災害対策本部）及び関係部局と連携し、被災地の被害状況などの情報を収集し、協力法人等に情報提供を行う。</p> 費用負担に係る調整 物資等の調整、車両通行証の発行 被災地災害対策本部に派遣の承認をとる。 <p>3 チームの構成</p> <p>(1) 構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> チームの構成員は、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士等の資格・<u>職種</u>を有し、又は職種に就いている者であって、当該資格又は職務に係る実務経験が3年以上の者とする。 チームは、派遣要請を受けた後に行うネットワーク構成団体等との調整後に、事務局が決定する。 チームにはリーダーをおき、リーダーが活動の指揮命令を行う。リーダーは派遣時に決定し、知事が指定する。決定に際しては、ネットワーク構成団体等の意見を参考にする。 <p>(2) チームリーダーの役割</p>	<p>・委託を勘案し、地域福祉課の記載を削除</p> <p>・委託の場合でも、派遣の判断は道で実施することを付記</p> <p>・協定締結団体に関わる国家資格を追記</p> <p>・チーム員の職種の例を追記</p>

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7 - 4

改正案	現行	摘要
<p>チームの派遣は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 道内で災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、知事がチームを派遣する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 道内で災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、被災地の市町村から知事に対してチームの派遣要請があったとき。</p> <p>なお、派遣要請は、原則として北海道災害派遣福祉チーム派遣要請書（要綱様式第 10 号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。</p> <p>(3) 道外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国または他の都府県から知事に対してチームの派遣要請があったとき。</p> <p>(4) その他特に必要であると知事が認めるとき。</p> <p>3 想定される期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後概ね3日後から1か月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。 ・1チーム当たりの活動期間は、原則として5日間とする。（移動日を含む。） ・災害規模によっては発災初期に複数のチームを複数の被災地に派遣することもある。 ・1避難所に対し、2次、3次と派遣することもある。この場合、可能な限り必要な引継ぎ時間を確保しつつシフトする。 ・中長期支援への橋渡しや現地支援者への引継ぎが可能となるなど一定の目途が立ち、応急的支援の必要性が少なくなったと判断した場合は引き上げる。 <p>4 想定される活動場所</p> <p>避難所（一般避難所及び福祉避難所並びに協定・届出避難所も含む。）、在宅及び自家用車（以下「在宅等」という。）並びに被災した社会福祉施設等、その他、現地災害対策本部が指示する場所</p> <p>5 想定される支援対象者</p> <p>高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする要配慮者</p>	<p>チームの派遣は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 道内で災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、知事がチームを派遣する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 道内で災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、一般避難所等を設置する被災地の市町村から知事に対してチームの派遣要請があったとき。</p> <p>なお、派遣要請は、原則として北海道災害派遣福祉チーム派遣要請書（要綱様式第 10 号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。</p> <p>(3) 道外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国または他の都府県から知事に対してチームの派遣要請があったとき。</p> <p>(4) その他特に必要であると知事が認めるとき。</p> <p>3 想定される期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後概ね3日後から1か月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。 ・1チーム当たりの活動期間は、原則として5日間とする。（移動日を含む。） ・災害規模によっては発災初期に複数のチームを複数の被災地に派遣することもある。 ・1避難所に対し、2次、3次と派遣することもある。この場合、可能な限り必要な引継ぎ時間を確保しつつシフトする。 ・中長期支援への橋渡しや現地支援者への引継ぎが可能となるなど一定の目途が立ち、応急的支援の必要性が少なくなったと判断した場合は引き上げる。 <p>4 想定される活動場所</p> <p>一般避難所等、現地災害対策本部が指示する場所</p> <p>5 想定される支援対象者</p> <p>一般避難所等、現地災害対策本部が指示する場所に所在する高齢者等要配慮者</p>	<p>・チームの活動範囲が拡大したため、「一般避難所等の設置市町村」に限定しない。</p> <p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映</p> <p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映</p>

改正案	現行	摘要
<p>ニーズ調査等を行った要配慮者は、その専門家等につなぐ。</p> <p>第3章 チーム員の活動</p> <p>1 平常時</p> <p>(1) 連絡ルートの確保（チーム員）</p> <p>派遣依頼を受ける際の連絡ルート及び派遣中における次のものと常に連絡ができるルートを保しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局 ・道災害対策本部 ・ネットワーク構成団体 ・所属施設 ・家族 <p>(2) 個人携行品の準備</p> <p>派遣時に必要な次のものを準備し、すぐに持ち出せるように備えておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要なもの ・支援活動に必要なもの ・情報収集及び連絡に必要なもの <p>(3) 平常時の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ、携帯電話等の情報ツールは常に使用できる状態にしておく。 ・情報ツール用非常電源を確保しておく ・近隣の福祉施設、避難所等、社会資源を把握しておく。 ・災害情報や災害対応についての知識など、日ごろから情報収集に努め、出動の際や活動時に役立つられるようにする。 ・防災関係の研修、訓練へ参加し、出動時や活動時に役立つられるようにする。 <p>個人が準備する物品の例（※印は必須） （省略）</p>	<p>ニーズ調査等を行った要配慮者は、その専門家等につなぐ。</p> <p>第3章 チーム員の活動</p> <p>1 平常時</p> <p>(1) 連絡ルートの確保（チーム員）</p> <p>派遣依頼を受ける際の連絡ルート及び派遣中における次のものと常に連絡ができるルートを保しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局 ・道災害対策本部 ・ネットワーク構成団体 ・所属施設 ・家族 <p>(2) 個人携行品の準備</p> <p>派遣時に必要な次のものを準備し、すぐに持ち出せるように備えておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要なもの ・支援活動に必要なもの ・情報収集及び連絡に必要なもの <p>(3) 平常時の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ、携帯電話等の情報ツールは常に使用できる状態にしておく。 ・情報ツール用非常電源を確保しておく ・近隣の福祉施設、避難所等、社会資源を把握しておく。 ・災害情報や災害対応についての知識など、日ごろから情報収集に努め、出動の際や活動時に役立つられるようにする。 ・防災関係の研修、訓練へ参加し、出動時や活動時に役立つられるようにする。 <p>個人が準備する物品の例（※印は必須） （省略）</p>	

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7-4

改正案	現行	摘要
<p>2 災害発生時の待機から派遣指示まで</p> <p>(1) 待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機とは、出動することを前提とした体制確保であり、以下の場合、チーム員は、指示があった場合速やかに出動できるよう準備を行うものとする。 ○北海道内に特別警報が発表された場合 ○国内で災害派遣福祉チームの出動を要すると判断されるような災害が発生した場合 ○事務局から待機要請があった場合 ・派遣には二次災害等のリスクがあることから、家族には、派遣が予想されることを伝え、同意を取り付けておく。 ・所属施設、協力団体との連絡ルートを確認する。 ・現地の天候や災害情報の収集を行い、携行品などの出動に係る準備を行う。 ・被災市町村のチーム登録員は、可能な限り地域の被災情報を、客観的事実を基に事務局等に発信する。 <p>(2) 派遣指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣の指示は「北海道災害派遣福祉チーム派遣指示書」（様式1）で行う。 ・派遣指示を受けた場合、まずは被災地の天候状況等も踏まえて自分の健康状態を確認する。派遣に適さない状態であれば決して無理をせず、辞退を申し出る。 ・出動する場合は、所属施設（長）の同意を確認し、勤務調整等を行う。 ・事務局等と連絡を取り合い、集合場所及び時間を確認するとともに、集合場所までの交通手段の確保をする。 ・広域停電や通行止めなどの交通状況により、集合できない場合は、早めに事務局等と連絡を取り、対応策を検討する。 <p>3 出動</p>	<p>2 災害発生時の待機から派遣指示まで</p> <p>(1) 待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機とは、出動することを前提とした体制確保であり、以下の場合、チーム員候補者及び登録員は、指示があった場合速やかに出動できるよう準備を行うものとする。 ○北海道内に特別警報が発表された場合 ○国内で災害派遣福祉チームの出動を要すると判断されるような災害が発生した場合 ○事務局から待機要請があった場合 ・派遣には二次災害等のリスクがあることから、家族には、派遣が予想されることを伝え、同意を取り付けておく。 ・所属施設、協力団体との連絡ルートを確認する。 ・現地の天候や災害情報の収集を行い、携行品などの出動に係る準備を行う。 ・被災市町村のチーム登録員は、可能な限り地域の被災情報を、客観的事実を基に事務局等に発信する。 <p>(2) 派遣指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣の指示は「北海道災害派遣福祉チーム派遣指示書」（様式1）で行う。 ・派遣指示を受けた場合、まずは被災地の天候状況等も踏まえて自分の健康状態を確認する。派遣に適さない状態であれば決して無理をせず、辞退を申し出る。 ・出動する場合は、所属施設（長）の同意を確認し、勤務調整等を行う。 ・事務局等と連絡を取り合い、集合場所及び時間を確認するとともに、集合場所までの交通手段の確保をする。 ・広域停電や通行止めなどの交通状況により、集合できない場合は、早めに事務局等と連絡を取り、対応策を検討する。 <p>3 出動</p>	<p>・待機の要請は、チーム登録員に限定する。</p>

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7 - 4

改正案	現行	摘要
<p>(1) チーム員</p> <p>①出発前打合せ</p> <p>集合場所に到着後、現地災害対策本部から示された情報、事務局からの指示内容、行程、派遣先の状況、業務内容、派遣先での連絡方法等を確認する。</p> <p>②個人及びチーム携行品のチェック、積み込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「チーム携行品チェック表」(様式3)を活用し、個人及びチームの荷物を確認する。 ・荷物よできるだけコンパクトにし、個人の携行品は他のチーム員と共有できるものがないか確認する。(個人の携行品はできれば集合前に調整しておく。) <p>③車両の運行前点検</p> <p>チーム車両は協力法人からの提供を想定している。オイル、ガソリン、ウォッシュャー液等、最低限の点検を行う。</p> <p>(2) リーダー</p> <p>①活動方針の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部から示された情報、事務局からの指示内容を集合前に確認し、集合時にチーム員に伝達する。 ・活動期間、活動予定、派遣延長及び引き上げ条件の確認を行っておく。 <p>②現地関係者、現地災害対策本部、事務局、メンバーとの連絡方法の確認</p> <p>「関係者連絡先一覧」(様式2)を活用し、連絡先についてチームで情報を共有する。</p> <p>③不足している情報の収集</p> <p>出発時間に余裕がある場合は、不足している情報の収集にあたる。</p> <p>④食糧(調達方法等)、宿泊場所の確認</p> <p>⑤移動経路(計画)の確認</p> <p>現地までの交通情報を考慮し、移動の計画を作成する。</p> <p>必要に応じて地図、給油所情報を入手する。</p> <p>4 被災地到着時の動き</p> <p>(1) 現地災害対策本部との確認</p>	<p>(1) チーム員</p> <p>①出発前打合せ</p> <p>集合場所に到着後、現地災害対策本部から示された情報、道からの指示内容、行程、派遣先の状況、業務内容、派遣先での連絡方法等を確認する。</p> <p>②個人及びチーム携行品のチェック、積み込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「チーム携行品チェック表」(様式3)を活用し、個人及びチームの荷物を確認する。 ・荷物よできるだけコンパクトにし、個人の携行品は他のチーム員と共有できるものがないか確認する。(個人の携行品はできれば集合前に調整しておく。) <p>③車両の運行前点検</p> <p>チーム車両は協力法人からの提供を想定している。オイル、ガソリン、ウォッシュャー液等、最低限の点検を行う。</p> <p>(2) リーダー</p> <p>①活動方針の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部から示された情報、事務局からの指示内容を集合前に確認し、集合時にチーム員に伝達する。 ・活動期間、活動予定、派遣延長及び引き上げ条件の確認を行っておく。 <p>②現地関係者、現地災害対策本部、事務局、メンバーとの連絡方法の確認</p> <p>「関係者連絡先一覧」(様式2)を活用し、連絡先についてチームで情報を共有する。</p> <p>③不足している情報の収集</p> <p>出発時間に余裕がある場合は、不足している情報の収集にあたる。</p> <p>④食糧(調達方法等)、宿泊場所の確認</p> <p>⑤移動経路(計画)の確認</p> <p>現地までの交通情報を考慮し、移動の計画を作成する。</p> <p>必要に応じて地図、給油所情報を入手する。</p> <p>4 被災地到着時の動き</p> <p>(1) 現地災害対策本部との確認</p>	<p>・委託を勘案し、道職限定しない。</p>

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7 - 4

改正案	現行	摘要
<p>①承認の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動場所到着時、現地災害対策本部に連絡し、到着を伝えるとともに、現地災害対策本部の承認（チーム到着前に事務局が調整しておく。）を確認する。 <p>②活動場所の状況確認、指揮命令系統、報告要否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部から活動場所の状況や業務内容についての指示があれば、指示に従う。その時点での対策本部の全体的な方針についても確認する。 ・現地災害対策本部が混乱しているなど、その場で活動方針が確定できない場合は、活動場所の管理者等から情報収集し、当面の方針を確定する。 ・現地災害対策本部、福祉及び医療担当、その他の活動組織等の指揮命令系統、担当者等を確認するとともに、報告の要否やタイミング、方法について確認を取る。 <p>③現地での緊急通行車両、駐車許可登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両登録が済んでいない場合、また、現地であらためて登録が必要な場合は、手続きを行う。 ・活動場所によっては、駐車場所の確保及び許可登録が必要な場合も想定されるので確認する。 <p>(2) 情報収集</p> <p>①活動地域のライフラインの状況</p> <p>電気、ガス、水道、ガソリンスタンド、商業施設等の情報</p> <p>②活動地域の道路状況、地図、天候</p> <p>避難者の移送等も想定した、通行止め箇所等の情報</p> <p>天気予報や余震等を考慮した、危険箇所等の情報</p> <p>③活動地域の避難経路、連絡手段等の安全対策</p> <p>災害の状況に応じて、避難経路や連絡手段について、二重三重の安全対策を確認する。</p> <p>④活動地域の避難者の状況</p> <p>避難者の状況、被害の特性、被災地域の支援の全体像、避難所の開設状況など</p> <p>⑤災害時要配慮者の情報（事前リストの有無など）</p> <p>事前リストが被災地市町村で整備されている場合、その情報共有を求め、活動の資料とする。</p>	<p>①承認の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動避難所到着時、現地災害対策本部に連絡し、到着を伝えるとともに、現地災害対策本部の承認（チーム到着前に事務局が調整しておく。）を確認する。 <p>②活動避難所の状況確認、指揮命令系統、報告要否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部から活動避難所の状況や業務内容についての指示があれば、指示に従う。その時点での対策本部の全体的な方針についても確認する。 ・現地災害対策本部が混乱しているなど、その場で活動方針が確定できない場合は、活動避難所の管理者等から情報収集し、当面の方針を確定する。 ・現地災害対策本部、福祉及び医療担当、その他の活動組織等の指揮命令系統、担当者等を確認するとともに、報告の要否やタイミング、方法について確認を取る。 <p>③現地での緊急通行車両、駐車許可登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両登録が済んでいない場合、また、現地であらためて登録が必要な場合は、手続きを行う。 ・避難所によっては、駐車場所の確保及び許可登録が必要な場合も想定されるので確認する。 <p>(2) 情報収集</p> <p>①活動地域のライフラインの状況</p> <p>電気、ガス、水道、ガソリンスタンド、商業施設等の情報</p> <p>②活動地域の道路状況、地図、天候</p> <p>避難者の移送等も想定した、通行止め箇所等の情報</p> <p>天気予報や余震等を考慮した、危険箇所等の情報</p> <p>③活動地域の避難経路、連絡手段等の安全対策</p> <p>災害の状況に応じて、避難経路や連絡手段について、二重三重の安全対策を確認する。</p> <p>④活動地域の避難者の状況</p> <p>避難者の状況、被害の特性、被災地域の支援の全体像、避難所及び福祉避難所の開設状況など</p> <p>⑤災害時要援護者の情報（事前リストの有無など）</p>	<p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映（「避難所」を「活動場所」に変更）</p> <p>・「避難所」を「活動場所」に変更</p> <p>・「避難所」を「活動場所」に変更</p> <p>・「避難所」を「活動場所」に変更</p> <p>・派遣先としての「避難所」の定義拡大のため。避難所と福祉避難所等を、「避難所」に統合</p> <p>・文言整理</p>

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7 - 4

改正案	現行	摘要
<p>その際、どのような共有方式（関係機関、手上げ、同意など）で整備されたものかも確認する。</p> <p>⑥他団体の活動状況</p> <p>活動地域及び避難所で活動している、医療及び福祉、その他特に連携が想定される団体、災害ボランティアセンター等の窓口について把握する。</p> <p>DMATの会議が開催される場合は、可能であれば参画し、情報を収集する。</p> <p>⑦機能している施設及び病院等の社会資源</p> <p>機能している福祉施設、病院、公共機関等の場所や連絡方法について、地図等を活用し把握する。</p> <p>(3) 活動場所での確認</p> <p>①管理者等へ派遣内容、報告要否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の運営者及び管理者に対し、派遣の経緯、活動の主旨等を説明し、運営側の意向等を確認する。 ・報告の要否や内容、タイミング、方法等について確認をする。 <p>②活動場所の運営体制（班及び役割分担）、指揮命令系統の確認</p> <p>③活動場所における連絡会議や組織、避難者の役割分担、責任者等の担当者を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に支援に入っている団体や、その組織、役割等について確認する。 ・避難所内連絡会議、要援護者連絡会議等の設置の有無を確認し、設置されていない場合は、調整を図る。 ・保健及び医療関係者の活動については詳細情報を入手し、連携方法について検討する。特に、保健師チームの活動と重複がないよう、役割分担を明確にするなど綿密な連携を図る。 ・物の搬入や設置等、人手が必要な活動も想定されるため、災害ボランティア（センター）の状況や、現地協力者（福祉関係者や住民）の状況も確認する。 <p>④活動場所の環境（空間、備品）の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の生活環境、チームの活動に必要な環境を確認する。 <p>⑤避難所内活動拠点</p>	<p>事前リストが被災地市町村で整備されているば、その情報共有を求め、活動の資料とする。</p> <p>その際、どのような共有方式（関係機関、手上げ、同意など）で整備されたものかも確認する。</p> <p>⑥他団体の活動状況</p> <p>活動地域及び避難所で活動している、医療及び福祉、その他特に連携が想定される団体、災害ボランティアセンター等の窓口について把握する。</p> <p>DMATの会議が開催される場合は、可能であれば参画し、情報を収集する。</p> <p>⑦機能している施設及び病院等の社会資源</p> <p>機能している福祉施設、病院、公共機関等の場所や連絡方法について、地図等を活用し把握する。</p> <p>(3) 活動避難所での確認</p> <p>①避難所管理者へ派遣内容、報告要否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営者及び管理者に対し、派遣の経緯、活動の主旨等を説明し、運営側の意向等を確認する。 ・報告の要否や内容、タイミング、方法等について確認をする。 <p>②避難所運営体制（班及び役割分担）、指揮命令系統の確認</p> <p>③避難所内の連絡会議や組織、避難者の役割分担、責任者等の担当者を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に支援に入っている団体や、その組織、役割等について確認する。 ・避難所内連絡会議、要援護者連絡会議等の設置の有無を確認し、設置されていない場合は、調整を図る。 ・保健及び医療関係者の活動については詳細情報を入手し、連携方法について検討する。特に、保健師チームの活動と重複がないよう、役割分担を明確にするなど綿密な連携を図る。 ・物の搬入や設置等、人手が必要な活動も想定されるため、災害ボランティア（センター）の状況や、現地協力者（福祉関係者や住民）の状況も確認する。 <p>④避難所環境（空間、備品）の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の生活環境、チームの活動に必要な環境を確認する。 <p>⑤避難所内活動拠点</p>	<p>・「避難所」を「活動場所」に変更</p> <p>・「避難所」を「活動場所」に変更</p> <p>・「避難所」を「活動場所」に変更</p> <p>・「避難所」を「活動場所」に変更</p> <p>・「避難所」を「活動場所」に変更</p>

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7 - 4

改正案	現行	摘要
<p>・屋内の使用可能なデスクやスペース、状況によっては屋外にテントを構えるスペース、駐車スペース等を確認する。</p> <p>⑥避難誘導経路の確認</p> <p>・活動場所における避難誘導経路を予め確認し、チーム内の確認体制を共有しておく。</p> <p>【発災初期に活動が想定される他の支援団体】（省略）</p> <p>(4) 生活環境の確保</p> <p>①宿泊場所の確認、確保</p> <p>・事前に宿泊場所が確保できていない場合（特に道外派遣が想定される）は、民間等の宿泊施設、福祉施設を検討する。</p> <p>その際、宿泊先への負担、安全性等も考慮のうえ決定する。</p> <p>・野営や避難所で宿泊がやむを得ない場合、必要な機材の手配、手続きを行う。</p> <p>②必要なライフライン及び食糧等の手配</p> <p>・チームの活動日数等を考慮し、購入が可能な現地の店舗等の確認や手配を行う。</p> <p>③避難経路の確認</p> <p>・宿泊場所等における避難経路を確認しておく。チーム活動拠点と離れている場所での避難の際の連絡方法についてもチーム内で共有しておく。</p> <p>(5) 計画及び報告</p> <p>①活動計画の修正（チームミーティング）</p> <p>チームミーティングにより、必要に応じて活動計画を修正し、「北海道災害派遣福祉チーム活動計画書」（様式4）で、事務局に報告する。</p> <p>②現地情報の報告</p> <p>現地の被害情報などを「現地情報報告書」（様式5）で、事務局に報告する。</p>	<p>・屋内の使用可能なデスクやスペース、状況によっては屋外にテントを構えるスペース、駐車スペース等を確認する。</p> <p>⑥避難誘導経路の確認</p> <p>・避難所内外の避難誘導経路を予め確認し、チーム内の確認体制を共有しておく。</p> <p>【発災初期に活動が想定される他の支援団体】（省略）</p> <p>(4) 生活環境の確保</p> <p>①宿泊場所の確認、確保</p> <p>・事前に宿泊場所が確保できていない場合（特に道外派遣が想定される）は、民間等の宿泊施設、福祉施設を検討する。</p> <p>その際、宿泊先への負担、安全性等も考慮のうえ決定する。</p> <p>・野営や避難所で宿泊がやむを得ない場合、必要な機材の手配、手続きを行う。</p> <p>②必要なライフライン及び食糧等の手配</p> <p>・チームの活動日数等を考慮し、購入が可能な現地の店舗等の確認や手配を行う。</p> <p>③避難経路の確認</p> <p>・宿泊場所等における避難経路を確認しておく。チーム活動拠点と離れている場所での避難の際の連絡方法についてもチーム内で共有しておく。</p> <p>(5) 計画及び報告</p> <p>①活動計画の修正（チームミーティング）</p> <p>チームミーティングにより、必要に応じて活動計画を修正し、「北海道災害派遣福祉チーム活動計画書」（様式4）で、事務局に報告する。</p> <p>②現地情報の報告</p> <p>現地の被害情報などを「現地情報報告書」（様式5）で、事務局に報告する。</p>	<p>・「避難所」を「活動場所」に変更</p>

改正案	現行	摘要
<p>5 活動初期対応</p> <p>(1) 相談体制の確立</p> <p>①活動場所における福祉相談担当者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に活動場所に福祉相談窓口が開設されている場合は、チームとしてサポートすることを出るなど、窓口運営の方法について調整を図る。 窓口が設置されていない場合は、活動場所の運営者等と調整を図り、設営等を行うとともに、市町村担当者等にも運営方法について調整を図る。 必ず、窓口には女性の相談員を配置するよう調整する。(チーム員とは限らない。) 相談にあたっては、要配慮者が自分の情報を伝えるために、事前に準備している情報ツール(カード等)やお薬手帳等の情報も参考にする。(情報が古くなっている場合もあるので要注意) 受付けた相談は書面で記録しておく。 <p>②チーム及び相談の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> チームが活動を始めること、相談を受け付けることについて、避難所利用者に周知を図る。 <p>③情報の伝達方法の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報発信のための避難所内における掲示スペースや、情報を受取る要配慮者に必要な器具等の手配を行う。 <p>(2) 緊急的ニーズの発見</p> <p>①スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所や在宅等その他地域において、保健師チームなどによるスクリーニング(保健福祉的トリアージ)が行われていない場合、避難所等の生活継続が可能かを判断し、搬送や別室確保等を検討することを目的に行う。 既に行われている場合は、福祉的支援が必要な方(チームが担当する方)の引継ぎを受ける。 被災者が、何度も同じ聴き取りを受けないように、情報の共有や聴き取り方法等について対策を講ずる。 同時期に保健師チーム等が入った場合は、合同作業を検討する。 	<p>5 活動初期対応</p> <p>(1) 相談体制の確立</p> <p>①避難所内福祉相談担当者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に避難所に福祉相談窓口が開設されている場合は、チームとしてサポートすることを出るなど、窓口運営の方法について調整を図る。 窓口が設置されていない場合は、避難所代表者と調整を図り、設営等を行うとともに、市町村担当者等にも運営方法について調整を図る。 必ず、窓口には女性の相談員を配置するよう調整する。(チーム員とは限らない。) 相談にあたっては、要援護者が自分の情報を伝えるために、事前に準備している情報ツール(カード等)やお薬手帳等の情報も参考にする。(情報が古くなっている場合もあるので要注意) 受付けた相談は書面で記録しておく。 <p>②チーム及び相談の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> チームが活動を始めること、相談を受け付けることについて、避難所利用者に周知を図る。 <p>③情報の伝達方法の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報発信のための避難所内における掲示スペースや、情報を受取る要援護者に必要な器具等の手配を行う。 <p>(2) 緊急的ニーズの発見</p> <p>①スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般避難所等において、保健師チームなどによるスクリーニング(保健福祉的トリアージ)が行われていない場合、避難所等の生活継続が可能かを判断し、搬送や別室確保等を検討することを目的に行う。 既に行われている場合は、福祉的支援が必要な方(チームが担当する方)の引継ぎを受ける。 被災者が、何度も同じ聴き取りを受けないように、情報の共有や聴き取り方法等について対策を講ずる。 同時期に保健師チーム等が入った場合は、合同作業を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難所」を「活動場所」に変更 ・「避難所」を「活動場所」に変更 ・文言整理 ・文言整理 ・チームの活動範囲(支援対象)の拡大を反映

改正案	現行	摘要																
<p>②関係者からの情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別のスクリーニングによって得られた情報だけではなく、関係者からの情報により、新たなニーズの発見や、要配慮者情報の補完を行う。 <p>③支援対象者名簿の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング等により支援対象とした方の名簿の作成を行う。 <p>● 緊急的スクリーニング</p> <p>≪スクリーニングを実施する状況例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者が相当数殺到し避難所が混乱していて、要介護者の把握ができていない。 ・2次避難の必要があり、避難者の中から要介護者を優先して選別する必要がある。 ・避難所に環境が整っておらず、他避難所等へ緊急的に移送する必要がある。 など <p>≪手順≫</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉（要介護者専用）相談窓口を避難所受付に設置し、新規避難者の対応をする。 2 2人ペアになり、避難スペースを世帯単位で聴き取りしていく。 3 その際、要介護者がいない世帯にも知人等で要介護者がいないか情報収集する。 4 アセスメント内容は、「アセスメント表・ケース記録【様式6】」のうち緊急項目を中心に、必要最低限の聴き取りを行い判断する。 5 可能な限りチームの合議により判断する。 6 要介護者の所在・情報等の共有を図る。 <p>≪カテゴリ分類≫</p> <p>ご本人の状態、避難所内の環境等を踏まえ総合的に判断し、次のカテゴリに分類する。</p> <table border="0"> <tr> <td>カテゴリ4</td> <td>搬送（緊急入院・緊急入所）、移送（福祉避難所等）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ3</td> <td>別室確保（一般避難所内の福祉避難室で対応）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ2</td> <td>要観察（一般避難スペースで対応・見守り）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ1</td> <td>支援の必要性なし</td> </tr> </table>	カテゴリ4	搬送（緊急入院・緊急入所）、移送（福祉避難所等）	カテゴリ3	別室確保（一般避難所内の福祉避難室で対応）	カテゴリ2	要観察（一般避難スペースで対応・見守り）	カテゴリ1	支援の必要性なし	<p>②関係者からの情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別のスクリーニングによって得られた情報だけではなく、関係者からの情報により、新たなニーズの発見や、要支援者情報の補完を行う。 <p>③支援対象者名簿の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング等により支援対象とした方の名簿の作成を行う。 <p>● 緊急的スクリーニング</p> <p>≪スクリーニングを実施する状況例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者が相当数殺到し避難所が混乱していて、要介護者の把握ができていない。 ・2次避難の必要があり、避難者の中から要介護者を優先して選別する必要がある。 ・避難所に環境が整っておらず、他避難所等へ緊急的に移送する必要がある。 など <p>≪手順≫</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉（要介護者専用）相談窓口を避難所受付に設置し、新規避難者の対応をする。 2 2人ペアになり、避難スペースを世帯単位で聴き取りしていく。 3 その際、要介護者がいない世帯にも知人等で要介護者がいないか情報収集する。 4 アセスメント内容は、「アセスメント表・ケース記録【様式6】」のうち緊急項目を中心に、必要最低限の聴き取りを行い判断する。 5 可能な限りチームの合議により判断する。 6 要介護者の所在・情報等の共有を図る。 <p>≪カテゴリ分類≫</p> <p>ご本人の状態、避難所内の環境等を踏まえ総合的に判断し、次のカテゴリに分類する。</p> <table border="0"> <tr> <td>カテゴリ4</td> <td>搬送（緊急入院・緊急入所）、移送（福祉避難所等）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ3</td> <td>別室確保（一般避難所内の福祉避難室で対応）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ2</td> <td>要観察（一般避難スペースで対応・見守り）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ1</td> <td>支援の必要性なし</td> </tr> </table>	カテゴリ4	搬送（緊急入院・緊急入所）、移送（福祉避難所等）	カテゴリ3	別室確保（一般避難所内の福祉避難室で対応）	カテゴリ2	要観察（一般避難スペースで対応・見守り）	カテゴリ1	支援の必要性なし	<ul style="list-style-type: none"> ・文言整理
カテゴリ4	搬送（緊急入院・緊急入所）、移送（福祉避難所等）																	
カテゴリ3	別室確保（一般避難所内の福祉避難室で対応）																	
カテゴリ2	要観察（一般避難スペースで対応・見守り）																	
カテゴリ1	支援の必要性なし																	
カテゴリ4	搬送（緊急入院・緊急入所）、移送（福祉避難所等）																	
カテゴリ3	別室確保（一般避難所内の福祉避難室で対応）																	
カテゴリ2	要観察（一般避難スペースで対応・見守り）																	
カテゴリ1	支援の必要性なし																	

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7 - 4

改正案	現行	摘要
<p>資料 【全国保健師長会 H25 発行「大規模災害における保健師の活動マニュアル」における「保健師による保健福祉的視点でのトリアージ】（省略）</p> <p>(3) 優先的な移送</p> <p>①緊急入院（病院への移送）</p> <p>医療施設への移送が必要と予想された場合は、保健及び医療班等に引継ぐ。</p> <p>②緊急入所（入所、ショートステイ等福祉施設への移送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、本人または家族の同意を得る。 ・移送先等のコーディネータは、現地市町村担当者（福祉担当・保健師等）が行うことが望ましい（移送先でのサービス利用の費用負担等との関係もあるため。）が、市町村が判断できない状況にある場合は、現地災害対策本部又は事務局に判断を求める。 ・移送が確定した場合は、避難所代表者にも報告等するとともに、避難所名簿等の調整を行う。 ・コーディネータを市町村担当者から委任された場合は、現地福祉サービス関係者、機構協定団体等と協議のうえ移送先を決定し、搬送方法等の調整を図る。 <p>③他の避難所への移送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の避難所で、より適切な支援が提供できる場合は、移送を検討する。（設備が充実している、身近な支援者がいる等が想定される。） <p>※②、③の場合、チーム員での搬送や付添も想定される。</p> <p>(4) 緊急的な物資の確保への協力</p> <p>避難施設の管理者（運営者）が主として行うものとするが、その指示のもと協力する。</p> <p>①医療・福祉用具、機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地の資源や市町村等の備蓄品を活用し、早急に必要な機材の手配を行う。 <p>②特別食等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーや経管栄養食等、避難所に準備される食事で、対応が難しい方の食事を手配 	<p>資料 【全国保健師長会 H25 発行「大規模災害における保健師の活動マニュアル」における「保健師による保健福祉的視点でのトリアージ】（省略）</p> <p>(3) 優先的な移送</p> <p>①緊急入院（病院への移送）</p> <p>医療施設への移送が必要と予想された場合は、保健及び医療班等に引継ぐ。</p> <p>②緊急入所（入所、ショートステイ等福祉施設への移送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、本人または家族の同意を得る。 ・移送先等のコーディネータは、現地市町村担当者（福祉担当・保健師等）が行うことが望ましい（移送先でのサービス利用の費用負担等との関係もあるため。）が、市町村が判断できない状況にある場合は、現地災害対策本部又は事務局に判断を求める。 ・移送が確定した場合は、避難所代表者にも報告等するとともに、避難所名簿等の調整を行う。 ・コーディネータを市町村担当者から委任された場合は、現地福祉サービス関係者、機構協定団体等と協議のうえ移送先を決定し、搬送方法等の調整を図る。 <p>③福祉避難所、他の避難所への移送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所や他の避難所で、より適切な支援が提供できる場合は、移送を検討する。（設備が充実している、身近な支援者がいる等が想定される。） <p>※②、③の場合、チーム員での搬送や付添も想定される。</p> <p>(4) 緊急的な物資の確保への協力</p> <p>避難施設の管理者（運営者）が主として行うものとするが、その指示のもと協力する。</p> <p>①医療・福祉用具、機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地の資源や市町村等の備蓄品を活用し、早急に必要な機材の手配を行う。 <p>②特別食等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーや経管栄養食等、避難所に準備される食事で、対応が難しい方の食事を手配 	<p>・派遣先としての「避難所」の定義拡大のため、避難所と福祉避難所等を、「避難所」に統合</p>

改正案	現行	摘要
<p>する。(対象者がいる場合、栄養士の配置、連携の検討も行う。)</p> <p>③衣服等生活用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣服が濡れている等で生活用品の手配が必要な方の対応をする。 <p>(5) 福祉避難室の確保</p> <p>①管理者・運営者との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、福祉避難室用の別室確保ができるよう調整を図る。 また、スクリーニング結果を踏まえ、その結果に応じた環境が提供できるように部 屋の選定を行う。 <p>②福祉避難室の設営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人手が必要な場合、ボランティアや避難者の中から応援を募り、設営を行う。 ・避難所にある利用可能な備品等を確認し、管理者に了承を得るとともに、避難室閉鎖時に原状回復ができるよう、物品の管理も行う。(借用した物品のリスト等を整備しておく。) <p>6 本活動</p> <p>(1) 相談支援</p> <p>① アセスメント及び対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング等の結果から支援対象とした方の詳しいアセスメントを行い、「アセスメント表・ケース記録」(様式6)を記載し、当面の対応策を作成する。 ・対応策については、原則として本人または家族の同意を得たうえで実施する。 ・実施された支援については経過等を記録しておく。 ・避難生活が中長期に想定される場合、避難所等でのサービス利用や介護区分認定等の手続き等も視野に入れておく。 <p>【個人情報の管理、取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 相談記録表やアセスメント票の管理は、引継ぎ等を徹底し紛失等が無いように留意する。 ※ 関係者との個人情報の共有については、本人の同意を得ている情報なのかを確認し、本人や家族に可能な限り確認を取る等の対応に努めること。 	<p>する。(対象者がいる場合、栄養士の配置、連携の検討も行う。)</p> <p>③衣服等生活用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣服が濡れている等で生活用品の手配が必要な方の対応をする。 <p>(5) 福祉避難室の確保</p> <p>①管理者・運営者との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、福祉避難室用の別室確保ができるよう調整を図る。 また、スクリーニング結果を踏まえ、その結果に応じた環境が提供できるように部 屋の選定を行う。 <p>②福祉避難室の設営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人手が必要な場合、ボランティアや避難者の中から応援を募り、設営を行う。 ・避難所にある利用可能な備品等を確認し、管理者に了承を得るとともに、避難室閉鎖時に原状回復ができるよう、物品の管理も行う。(借用した物品のリスト等を整備しておく。) <p>6 本活動</p> <p>(1) 相談支援</p> <p>① アセスメント及び対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング等の結果から支援対象とした方の詳しいアセスメントを行い、「アセスメント表・ケース記録」(様式6)を記載し、当面の対応策を作成する。 ・対応策については、原則として本人または家族の同意を得たうえで実施する。 ・実施された支援については経過等を記録しておく。 ・避難生活が中長期に想定される場合、避難所内でのサービス利用や介護区分認定等の手続き等も視野に入れておく。 <p>【個人情報の管理、取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 相談記録表やアセスメント票の管理は、引継ぎ等を徹底し紛失等が無いように留意する。 ※ 関係者との個人情報の共有については、本人の同意を得ている情報なのかを確認し、本人や家族に可能な限り確認を取る等の対応に努めること。 	<p>・チームの活動範囲(支援対象)の拡大を反映</p>

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7-4

改正案	現行	摘要
<p>②要配慮者への巡回</p> <ul style="list-style-type: none"> スクリーニングで観察が必要とされた方へは、定期的に巡回し、必要に応じて対策を講じる。状態の変化を観察し、必要に応じて移送等を検討する。 <p>③潜在的ニーズの掘り起こし等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般避難者の中にも新たなニーズが生じていないか、スクリーニングの際に見逃したニーズはないか等、巡回や連絡会議等での他の支援者からの情報により、ニーズの掘り起こしを行う。 他の避難所等から新たに搬送されてくるケースも想定される。受入れの可否や他の避難所の状況等について把握しておく。 <p>④復旧・復興に向けた生活相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の生活の復旧・復興に向けた相談対応ができるよう、つなぎ先などの情報を収集するとともに、実際の相談にあたる。 仮設住宅への移行や在宅復帰等、避難所生活が解消される方についても、引き続き福祉的支援が必要な場合、地域でも円滑に支援が受けられるよう関係者に引継ぎを行う。 <p>⑤こころのケア</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者のこころのケアはもとより、介護等の支援が必要のない中高生や男性などについても、災害時のストレスによりケアが必要な場合がある。 地域の支援関係者も被災者であり、ストレスの軽減に向けたサポートとケアに努める。 チーム員同士についてもケアが必要であり、お互いにストレスが大きくなるよう注意する。 <p>(2) 環境整備</p> <p>(1) のほか、必要に応じて次の支援も実施する。</p> <p>①個々の生活空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の居住空間や衣食住に必要な機材等を、プライバシー保持などの配慮を行いながら整備する。盲導犬等補助犬に対する必要な対策も講ずる。 	<p>②要観察者等への巡回</p> <ul style="list-style-type: none"> スクリーニングで観察が必要とされた方へは、定期的に巡回し、必要に応じて対策を講じる。状態の変化を観察し、必要に応じて移送等を検討する。 災害対策本部等より在宅避難者への巡回を求められた場合は、対応の可否を事務局と協議する。 <p>③潜在的ニーズの掘り起こし等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般避難者の中にも新たなニーズが生じていないか、スクリーニングの際に見逃したニーズはないか等、巡回や連絡会議等での他の支援者からの情報により、ニーズの掘り起こしを行う。 他の避難所等から新たに搬送されてくるケースも想定される。受入れの可否や他の避難所の状況等について把握しておく。 <p>④復旧・復興に向けた生活相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の生活の復旧・復興に向けた相談対応ができるよう、つなぎ先などの情報を収集するとともに、実際の相談にあたる。 仮設住宅への移行や在宅復帰等、避難所生活が解消される方についても、引き続き福祉的支援が必要な場合、地域でも円滑に支援が受けられるよう関係者に引継ぎを行う。 <p>⑤こころのケア</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者のこころのケアはもとより、介護等の支援が必要のない中高生や男性などについても、災害時のストレスによりケアが必要な場合がある。 地域の支援関係者も被災者であり、ストレスの軽減に向けたサポートとケアに努める。 チーム員同士についてもケアが必要であり、お互いにストレスが大きくなるよう注意する。 <p>(2) 環境整備</p> <p>(1) のほか、必要に応じて次の支援も実施する。</p> <p>①個々の生活空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の居住空間や衣食住に必要な機材等を、プライバシー保持などの配慮を行いながら整備する。盲導犬等補助犬に対する必要な対策も講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 文言整理 在宅等への支援も対象とされたことから削除。

改正案	現行	摘要
<p>・視覚障がい者や移動困難者などについては、トイレ等への導線の確保とそれに応じた居住スペースの配置を行う等の対応をする。</p> <p>・日中の生活環境だけではなく、夜間の睡眠確保等の観点から用具や照明等の対策も講ずる。</p> <p>②女性、妊産婦、子どものための環境整備</p> <p>・着替えや授乳スペース、トイレやおむつ交換等のスペース、生理用品、粉ミルク等備蓄品の配置等、整備を行う。</p> <p>・幼児、児童等のストレス軽減のための活動場所やあそびの提供等を検討する。</p> <p>③バリアフリー化</p> <p>・避難所内環境のバリアフリー化を検討する。</p> <p>④排せ環境の整備</p> <p>・身障用、手すり、洋式、オストメイト用等のトイレ環境、オムツ交換専用のスペースを整備し、必要物品を配置する。</p> <p>⑤入浴、清拭、口腔ケア等の環境整備</p> <p>・入浴設備について、できる限り早期にバリアフリータイプの入浴設備が利用できるよう手配する。</p> <p>・設備が整わない場合でも、褥瘡等により清拭やシャワー浴等が必要な方について、スペースや機材の確保に努める。</p> <p>⑥感染予防対策</p> <p>ア 支援者の健康管理</p> <p>・自身の健康状態（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）を出発時及び派遣先への到着時に確認するとともに、派遣先での活動開始後も、定期的に確認する。</p> <p>・症状（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）がある場合は、リーダー及び事務局に速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のない支援者のみで活動する。</p> <p>イ 衛生管理</p> <p>・頻繁な手洗いや咳エチケット等の基本的な感染予防対策を徹底する。</p> <p>・保健及び医療関係者や避難所代表者と連携し、感染予防のための機材の配置や、排せ時、食事時などの消毒の励行など避難者への周知、啓発を行う。</p>	<p>・視覚障がい者や移動困難者などについては、トイレ等への導線の確保とそれに応じた居住スペースの配置を行う等の対応をする。</p> <p>・日中の生活環境だけではなく、夜間の睡眠確保等の観点から用具や照明等の対策も講ずる。</p> <p>②女性、妊産婦、子どものための環境整備</p> <p>・着替えや授乳スペース、トイレやおむつ交換等のスペース、生理用品、粉ミルク等備蓄品の配置等、整備を行う。</p> <p>・幼児、児童等のストレス軽減のための活動場所やあそびの提供等を検討する。</p> <p>③バリアフリー化</p> <p>・避難所内環境のバリアフリー化を検討する。</p> <p>④排せ環境の整備</p> <p>・身障用、手すり、洋式、オストメイト用等のトイレ環境、オムツ交換専用のスペースを整備し、必要物品を配置する。</p> <p>⑤入浴、清拭、口腔ケア等の環境整備</p> <p>・入浴設備について、できる限り早期にバリアフリータイプの入浴設備が利用できるよう手配する。</p> <p>・設備が整わない場合でも、褥瘡等により清拭やシャワー浴等が必要な方について、スペースや機材の確保に努める。</p> <p>⑥感染予防対策</p> <p>ア 支援者の健康管理</p> <p>・自身の健康状態（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）を出発時及び派遣先への到着時に確認するとともに、派遣先での活動開始後も、定期的に確認する。</p> <p>・症状（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）がある場合は、リーダー及び事務局に速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のない支援者のみで活動する。</p> <p>イ 衛生管理</p> <p>・頻繁な手洗いや咳エチケット等の基本的な感染予防対策を徹底する。</p> <p>・保健及び医療関係者や避難所代表者と連携し、感染予防のための機材の配置や、排せ時、食事時などの消毒の励行など避難者への周知、啓発を行う。</p>	

改正案	現行	摘要
<p>また、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意し、人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることが望ましく、カーテンや段ボール等によるパーティションも有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用する。（例：アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効だが、ノロウイルスには効果が低い。） ・使用する物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、衛生環境を保つ。 ・チームとしても嘔吐物処理セットの準備や消毒等、感染症対策を徹底する。 ・インフルエンザやコロナウイルス、埃対策など、定期的に十分な換気を行う。 <p>ウ 避難者等が発症又はその疑いがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症を発症した場合は、患者の隔離や病院への搬送など、保健福祉部局と十分に連携し、感染症の拡大防止に努める。 ・発熱、咳等の症状が出た者が発生した場合は、専用のスペースを確保し、その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレと手洗い場を確保する。 <p>⑦ごみ処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に市町村が指定する方法により処理するが、そのルールどおりにできない場合は避難所の代表者と協議し、オムツや残飯、医療ゴミなどの処理について安全な方法を検討する。 <p>⑧防火、防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームにおいても発電機などの火器の取扱い等に注意し、要支援者への啓発など防火対策を十分講じるとともに、万が一に備え消火対策、避難支援対策を講じておく。 ・防犯について、子ども、高齢者、女性などが被害に遭わないように、危険箇所を把握し、必要な対応を講じるため、照明の増設などの環境の改善について、避難所代表者等と対策を講じる。 <p>(3) 生活支援</p> <p>(1) のほか、必要に応じて次の支援も実施する。</p> <p>①情報の提供、収集</p>	<p>また、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意し、人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることが望ましく、カーテンや段ボール等によるパーティションも有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用する。（例：アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効だが、ノロウイルスには効果が低い。） ・使用する物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、衛生環境を保つ。 ・チームとしても嘔吐物処理セットの準備や消毒等、感染症対策を徹底する。 ・インフルエンザやコロナウイルス、埃対策など、定期的に十分な換気を行う。 <p>ウ 避難者等が発症又はその疑いがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症を発症した場合は、患者の隔離や病院への搬送など、保健福祉部局と十分に連携し、感染症の拡大防止に努める。 ・発熱、咳等の症状が出た者が発生した場合は、専用のスペースを確保し、その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレと手洗い場を確保する。 <p>⑦ごみ処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に市町村が指定する方法により処理するが、そのルールどおりにできない場合は避難所の代表者と協議し、オムツや残飯、医療ゴミなどの処理について安全な方法を検討する。 <p>⑧防火、防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームにおいても発電機などの火器の取扱い等に注意し、要支援者への啓発など防火対策を十分講じるとともに、万が一に備え消火対策、避難支援対策を講じておく。 ・防犯について、子ども、高齢者、女性などが被害に遭わないように、危険箇所を把握し、必要な対応を講じるため、照明の増設などの環境の改善について、避難所代表者等と対策を講じる。 <p>(3) 生活支援</p> <p>(1) のほか、必要に応じて次の支援も実施する。</p> <p>①情報の提供、収集</p>	

改正案	現行	摘要
<p>・行政や避難所から発信された情報などは、障がい等の特性によりその取得に格差が生ずることのないようする。掲示物や定期的な情報発信の場の提供だけではなく、個別の対応も行うようにする。</p> <p>・本人からの排世の訴えなど、チーム員が常時そばにいても、周囲の協力者を介して即座にチーム員がその情報を受取れるような策を講じておく。</p> <p>②健康管理</p> <p>・早期に体を動かす機会を提供するなど生活習慣病や要介護度の悪化防止、生活不活発病の予防策を講ずるとともに、震災関連死の防止、こころのケア等の観点から、支援対象者の健康及び活動状況等に注視し、必要な支援策を講ずる。</p> <p>・定期的なバイタルチェックなどの健康管理は、基本的に救護班等の医療職の支持を仰ぐ。 (福祉職による医療行為は行わない。)</p> <p>・急変時等の対応方法の確認が必要な方については、あらかじめ医療職を確認しておく。(てんかん等の発作、インスリン、血圧、精神疾患等)</p> <p>・急変時のバイタルチェック(血圧、脈拍、呼吸数)や様子観察(血色、脱力、痙攣等)は落ち着いて行い、詳しい情報を医療職に伝えるように努める。</p> <p>・体温調節が難しい方などに注意し、室温管理や防寒対策等の個別の対策を講ずる。</p> <p>・清潔保持の観点等から、更衣等が適切に行われるよう支援を行う。</p> <p>・服薬の管理等に支援が必要な方の支援を行う。</p> <p>③食事の支援</p> <p>・家族がいない等、一人で食事を受取りにくい方や食事の介助が必要な方については、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。</p> <p>・食物アレルギーある方については、サインプレート等を活用するなど引継ぎを徹底し、事故防止を図る。</p> <p>・慢性疾患等により特定の栄養素等について管理が必要な方に対しては、医師に確認のもと、栄養士等の協力を得て早期に対応できるようにする。</p> <p>・家族など介助者がいる場合は、必要な助言を行う。</p> <p>④排世の支援</p> <p>・家族がいない等、トイレまでの移動や排世の介助が必要な方については、介助者の手配やチ</p>	<p>・行政や避難所から発信された情報などは、障がい等の特性によりその取得に格差が生ずることのないようする。掲示物や定期的な情報発信の場の提供だけではなく、個別の対応も行うようにする。</p> <p>・本人からの排世の訴えなど、チーム員が常時そばにいても、周囲の協力者を介して即座にチーム員がその情報を受取れるような策を講じておく。</p> <p>②健康管理</p> <p>・早期に体を動かす機会を提供するなど生活習慣病や要介護度の悪化防止、生活不活発病の予防策を講ずるとともに、震災関連死の防止、こころのケア等の観点から、支援対象者の健康及び活動状況等に注視し、必要な支援策を講ずる。</p> <p>・定期的なバイタルチェックなどの健康管理は、基本的に救護班等の医療職の支持を仰ぐ。 (福祉職による医療行為は行わない。)</p> <p>・急変時等の対応方法の確認が必要な方については、あらかじめ医療職を確認しておく。(てんかん等の発作、インスリン、血圧、精神疾患等)</p> <p>・急変時のバイタルチェック(血圧、脈拍、呼吸数)や様子観察(血色、脱力、痙攣等)は落ち着いて行い、詳しい情報を医療職に伝えるように努める。</p> <p>・体温調節が難しい方などに注意し、室温管理や防寒対策等の個別の対策を講ずる。</p> <p>・清潔保持の観点等から、更衣等が適切に行われるよう支援を行う。</p> <p>・服薬の管理等に支援が必要な方の支援を行う。</p> <p>③食事の支援</p> <p>・家族がいない等、一人で食事を受取りにくい方や食事の介助が必要な方については、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。</p> <p>・食物アレルギーある方については、サインプレート等を活用するなど引継ぎを徹底し、事故防止を図る。</p> <p>・慢性疾患等により特定の栄養素等について管理が必要な方に対しては、医師に確認のもと、栄養士等の協力を得て早期に対応できるようにする。</p> <p>・家族など介助者がいる場合は、必要な助言を行う。</p> <p>④排世の支援</p> <p>・家族がいない等、トイレまでの移動や排世の介助が必要な方については、介助者の手配やチ</p>	

改正案	現行	摘要
<p>ーム員による介助を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族など介助者がいる場合は、必要な助言を行う。 <p>⑤入浴、清拭、口腔ケア等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧状況により、入浴が可能な場合で家族がいない等、入浴の介助が必要な方については、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。 ・入浴施設がなくても、清拭やシャワー浴等が優先的に必要な方については、その助言や用具の手配、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。 <p>⑥夜間支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間の支援が必要な場合は、協力者も募ったうえでシフトを組み対応する。 ・夜間支援が継続する状況であれば、チーム員の増員等を事務局に打診する。 ・夜間支援に当たったチーム員は、翌日十分休息が取れるように配慮する。 <p>(4) ルーチン業務</p> <p>①チームミーティング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日2回（活動前及び活動後）、活動場所にて、チーム員全員でミーティングを行い、情報共有を図る。ただし、必要に応じて2回以上開催することができる。 ・ミーティングの時刻は、9時及び17時を目安とする。 ・必要に応じてケア会議、カンファレンス等を開く。 <p>②連携と情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な連絡会議への参加や、積極的な関係者との連携により、常に情報収集する。 <p>③活動記録・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「活動日報」（様式7）により、その日の活動を記録する。随時、事務局に報告する。 ・その他、相談者や要支援者の対応記録など、記録漏れの無いよう確認する。 <p>④チーム員の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームのリーダーを中心にチーム員の健康チェックを行う。 ・チーム員自らもセルフチェックに努め、申告する。 ・特に、被害のひどい場面や、死亡者の対応をしたチーム員のメンタルヘルスについては注意 	<p>ーム員による介助を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族など介助者がいる場合は、必要な助言を行う。 <p>⑤入浴、清拭、口腔ケア等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧状況により、入浴が可能な場合で家族がいない等、入浴の介助が必要な方については、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。 ・入浴施設がなくても、清拭やシャワー浴等が優先的に必要な方については、その助言や用具の手配、介助者の手配やチーム員による介助を検討する。 <p>⑥夜間支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間の支援が必要な場合は、協力者も募ったうえでシフトを組み対応する。 ・夜間支援が継続する状況であれば、チーム員の増員等を事務局に打診する。 ・夜間支援に当たったチーム員は、翌日十分休息が取れるように配慮する。 <p>(4) ルーチン業務</p> <p>①チームミーティング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日2回（活動前及び活動後）、派遣先避難所にて、チーム員全員でミーティングを行い、情報共有を図る。ただし、必要に応じて2回以上開催することができる。 ・ミーティングの時刻は、9時及び17時を目安とする。 ・必要に応じてケア会議、カンファレンス等を開く。 <p>②連携と情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な連絡会議への参加や、積極的な関係者との連携により、常に情報収集する。 <p>③活動記録・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「活動日報」（様式7）により、その日の活動を記録する。随時、事務局に報告する。 ・その他、相談者や要支援者の対応記録など、記録漏れの無いよう確認する。 <p>④チーム員の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームのリーダーを中心にチーム員の健康チェックを行う。 ・チーム員自らもセルフチェックに努め、申告する。 ・特に、被害のひどい場面や、死亡者の対応をしたチーム員のメンタルヘルスについては注意 	<p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映</p>

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7 - 4

改正案	現行	摘要
<p>して対応する。</p> <p>⑤チーム資機材等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持込んだ車両や資機材については適切に管理する。 <p>⑥派遣先避難所等と被災市町村とのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局を中心に、派遣先避難所等と被災市町村とのつなぎを行う。 ・チーム員は、必要に応じて社会福祉協議会と被災市町村とのつなぎに努める。 <p>7 引き上げ</p> <p>(1) 引き上げ</p> <p>①チームの交代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きチームによる支援が必要と予想される場合、事前に事務局に打診する。 ・現地で被災市町村災害対策本部等と協議が必要な場合、リーダーが中心となって調整を図る。 ・引継ぎに十分な時間が取れるよう調整を図る。 ・引継ぎは、チームのリーダー同士が行う。 <p>なお、チーム員のうち、概ね10日間程度、派遣可能な者をリーダーとし、次期チームにも加入の上、引継ぎを行う。</p> <p>②中長期支援への橋渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地関係者によりコーディネートが可能になる等、体制が整備されたうえで、福祉専門職による支援の継続が必要な場合は、事務局・被災市町村災害対策本部と協議の上、後任の協力関係団体、その他支援団体と調整を図り、避難者への支援が滞りに断たれることのないよう引継ぎ及びチーム撤退の準備を進める。 <p>③チーム派遣の終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の閉鎖、現地関係者により支援が可能になる等、チームによる支援の必要性が少なくなったと判断される場合は、事務局・被災市町村災害対策本部と協議の上、引継ぎ及びチーム撤退の準備を進める。 	<p>して対応する。</p> <p>⑤チーム資機材等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持込んだ車両や資機材については適切に管理する。 <p>⑥派遣先避難所等と被災市町村とのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道職員を中心に、派遣先避難所と被災市町村とのつなぎを行う。 ・道社協職員（チーム員）や社会福祉士等は、必要に応じて社会福祉協議会と被災市町村とのつなぎに努める。 <p>7 引き上げ</p> <p>(1) 引き上げ</p> <p>①チームの交代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きチームによる支援が必要と予想される場合、事前に事務局に打診する。 ・現地で被災市町村災害対策本部等と協議が必要な場合、リーダーが中心となって調整を図る。 ・引継ぎに十分な時間が取れるよう調整を図る。 ・引継ぎは、チームのリーダー同士が行う。 <p>なお、チーム員のうち、概ね10日間程度、派遣可能な者をリーダーとし、次期チームにも加入の上、引継ぎを行う。</p> <p>②中長期支援への橋渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地関係者によりコーディネートが可能になる等、体制が整備されたうえで、福祉専門職による支援の継続が必要な場合は、事務局・被災市町村災害対策本部と協議の上、後任の協力関係団体、その他支援団体と調整を図り、避難者への支援が滞りに断たれることのないよう引継ぎ及びチーム撤退の準備を進める。 <p>③チーム派遣の終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の閉鎖、現地関係者により支援が可能になる等、チームによる支援の必要性が少なくなったと判断される場合は、事務局・被災市町村災害対策本部と協議の上、引継ぎ及びチーム撤退の準備を進める。 	<p>・委託を想定し、道ではなく事務局として位置づけ。</p> <p>・チームの活動範囲（支援対象）の拡大を反映</p> <p>・職種・資格を特定せず、チーム員全体で実施</p>

北海道災害派遣福祉チームマニュアル（総論編・活動編）新旧対照表

資料 7 - 4

改正案	現行	摘要
<p>(2) 帰任</p> <p>①活動報告書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道災害派遣福祉チーム活動記録報告書」（要綱様式第 12 号）により事務局に報告する。 <p>②マニュアル等の課題の提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を通じて挙げられる課題等を整理し、事務局に報告する。 <p>③チーム員のメンタルヘルスケアの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣元構成団体等は帰任したチーム員へのメンタルヘルスケアを実施する。 <p>第4章 費用負担</p> <p>派遣に係る費用負担については、要綱第9条及び下記のとおりとする。</p> <p>1 派遣費用</p> <p>(1) 道の要請に基づき、災害救助法が適用された市町村にチームが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合、災害救助法に定めるところにより、道が費用を負担する。</p> <p>(2) 前項に掲げる場合以外、別途協議する。</p> <p>2 保険</p> <p>道は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。ただし、労災保険の適用があるものはこれを優先する。</p>	<p>(2) 帰任</p> <p>①活動報告書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道災害派遣福祉チーム活動記録報告書」（要綱様式第 12 号）により事務局に報告する。 <p>②マニュアル等の課題の提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を通じて挙げられる課題等を整理し、事務局に報告する。 <p>③チーム員のメンタルヘルスケアの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣元構成団体等は帰任したチーム員へのメンタルヘルスケアを実施する。 <p>第4章 費用負担</p> <p>派遣に係る費用負担については、要綱第9条及び下記のとおりとする。</p> <p>1 派遣費用</p> <p>(1) 道の要請に基づき、災害救助法が適用された市町村にチームが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合、災害救助法に定めるところにより、道が費用を負担する。</p> <p>(2) 前項に掲げる場合以外、別途協議する。</p> <p>2 保険</p> <p>道は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。ただし、労災保険の適用があるものはこれを優先する。</p>	<p>・文言整理</p>

令和 7 年度北海道 DWAT に係る訓練について

I 目的

災害派遣等の経験が少ないチーム員等に、避難所運営訓練等を見学または体験することにより、チーム員の技術の向上を図るため、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 10 条の 3 に基づき、参加する。

◆北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 10 条の 3

道又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。

II 令和 7 年度北海道防災総合訓練への参加

1 第 1 回

(1) 実施日時

令和 7 年 8 月 27 日（水） 9 時～13 時

(2) 場所

島牧村（島牧中学校）（厚岸町太田 5 の通り 2 1 番地 2 2）

(3) 訓練内容

- ・ 防災講話
- ・ 段ボールベッド組み立て、等
- ・ 医療・保健・福祉機関等による避難所検討会（意見交換）

（避難所における避難者の健康管理、要配慮者への対応などをテーマに関係機関（北海道 JRAT、北海道 DWAT、道看護協会、道薬剤師会、後志保健所、島牧村）で意見交換）

2 第 2 回（詳細未定）

(1) 実施日時

令和 8 年 1 月 22 日（木）～24 日（土）のうち 2 日間

(2) 場所

檜山管内（町村未定）

(3) 訓練内容（詳細未定）

- ・ 防災講話、
- ・ 段ボールベッド組み立て、等
- ・ 医療・保健・福祉機関等による避難所検討会（意見交換）

（避難所における避難者の健康管理、要配慮者への対応などをテーマに関係機関で意見交換）

III 連絡訓練

1 実施日時

令和 7 年 11 月頃

2 実施内容

DWAT 構成団体、協力法人等、各チーム員に対して、メールの送信等により連絡を行い、事務局からの情報が伝達できているかどうかの確認を行う。

（必要に応じ、変更届出書の提出を求め、届出情報を更新する）

3 実施方法

別途、検討（令和 6 年度は、道の電子申請システムを使用）

令和 7 年度北海道 DWAT に係る研修について

1 目的

チーム員候補者等に対し、チーム員として登録するために災害時の福祉支援に関する研修を実施するとともに、チーム員の技術の向上等を図るため、研修を実施する。

◆北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 6 条

3 道は、前項により届出のあったチーム員候補者に対し、災害時の福祉支援に関する研修を実施するものとする。ネットワークの構成団体のうち、福祉関係職能団体から前条第 3 項の届出書の提出があったときも同様とする。

◆同要綱第 10 条第 1 項

道は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

2 令和 7 年度「北海道災害派遣福祉チーム (DWAT)」チーム員研修 (案)

(1) 目的

大規模災害の発生時、避難所及び在宅等における要配慮者の支援や社会福祉施設等へ人的支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図ることを目的として、福祉専門職等で編成する北海道災害派遣福祉チーム (DWAT) を編成するため、協力法人等から届け出のあったチーム員候補者及び福祉関係職能団体から届出のあったチーム協力会員に対し、災害時の福祉支援に関する研修を実施する。

(2) 実施主体

北海道 ((公社) 北海道社会福祉士会に委託)

(3) 開催時期

令和 8 年 1 月～3 月の間

(4) 研修方法・会場

オンライン研修 (Zoom) (※ 配信会場は別に設定)。

(5) 対象者

協力法人等から届出のあったチーム員候補者、福祉関係職能団体から届出のあったチーム協力会員

(6) 受講定員

50 名程度

(7) 研修内容

- ① DWAT に関する行政説明 (道地域福祉課)
- ② 講義・演習 (災害時要配慮者支援、被災者支援と DWAT の機能、避難所における被災者支援、他職種連携、等)
(一般社団法人 Wellbe Design (理事長 篠原辰二氏) に依頼予定)
(※ 研修内容については、参考案。DWAT の活動範囲の変更等も踏まえ、今後、講師と協議予定。)

(8) 受講料

無料

(9) その他

本研修を修了した者は、道においてチーム員登録名簿を作成し、チーム員登録証を交付する。

3 令和7年度「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」リーダー研修（案）

（1）目的

大規模災害の発生時、避難所及び在宅等における要配慮者の支援や福祉施設等へ人的支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図ることを目的として、福祉専門職等で編成する北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）を編成して活動するため、チーム員登録された者の中からチームの中心的役割を担うリーダー層を育成する研修を実施する。

（2）実施主体

北海道（（公社）北海道社会福祉士会に委託）

（3）開催時期

令和8年2月～3月の間（※「チーム員研修」後に設定）。

（4）研修方法

集合研修

（5）会場

札幌市内貸会議室

（6）対象者

北海道災害派遣福祉チーム員に登録された者

（7）受講定員

30名程度

（8）研修内容

- ① DWATに関する行政説明（道地域福祉課）
- ② 被災地におけるDWATの活動報告（他都府県チーム等に依頼）
- ③ 講義・演習（避難所におけるDWATの活動、リーダーの役割等）
（一般社団法人 Wellbe Design 篠原理事長に依頼予定）
（※ 研修内容については、参考案。DWAT の活動範囲の変更等も踏まえ、今後、講師と協議予定）

（9）受講料

無料（※ 会場までの交通費等は参加者負担）。

（10）持ち物

「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」研修で用いたテキスト
（災害派遣福祉チーム（DWAT）人材育成研修テキスト）